

吉賀町告示第21号

令和4年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和4年3月4日

2 場 所 吉賀町議会議場

---

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

---

○3月7日に応招した議員

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月11日に応招した議員

---

○3月14日に応招した議員

---

○3月15日に応招した議員

---

○3月17日に応招した議員

---

○ 3月18日に応招した議員

---

○ 応招しなかった議員

---

---

令和4年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和4年3月4日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前9時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和4年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 政党助成制度の廃止を求める意見書(案)
- 日程第7 発議第2号 「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書(案)
- 日程第8 報告第1号 放棄した私債権の報告について
- 日程第9 議案第3号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第5号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第7号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第10号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第17 議案第11号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第12号 吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定について
- 日程第20 議案第14号 吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第15号 吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第16号 吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第19号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第26号 令和4年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第27号 令和4年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第34 議案第28号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第36 議案第30号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第31号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第38 議案第32号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第39 議案第33号 令和4年度吉賀町一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和4年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 政党助成制度の廃止を求める意見書(案)
- 日程第7 発議第2号 「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書(案)
- 日程第8 報告第1号 放棄した私債権の報告について
- 日程第9 議案第3号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第5号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第7号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程第16 議案第10号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議案第11号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第12号 吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定について
- 日程第20 議案第14号 吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第15号 吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第16号 吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

---

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

---

午前9時02分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、庭田議員、1番、桜下議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） 先月の28日に議会運営委員会開きまして、会期の日程を決めましたので、お知らせします。

本日3月4日より3月18日までの間、15日間といたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日3月4日から3月18日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から3月18日までの15日間と

決定をしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

請願第1号「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書は、お手元に配付した陳情・請願・要望書等文書表のとおり、経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

なお、去る2月21日に開催をされました島根県町村議会議長会定期総会において、水落事務局長が在職6年以上の事務局長表彰の自治功労者表彰を受けましたので、本席で報告をしておきます。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） それでは、日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、改めておはようございます。本日、令和4年第1回目の定例会を招集しましたところ、全議員に御出席を頂きまして、大変ありがとうございました。本日から18日までの会期でございますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、動静報告の前に、3点について申し上げておきたいと思えます。

まず1点目は、先般、全員協議会で申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

島根県内におきましては、2月20日の日曜日にまん延防止等重点措置が解除されましたが、いまだ感染者数につきましては下げ止まりの状況でございます。益田圏域内におきましても、散發的ではございますが、感染者が発生しておりまして、まだまだ予断を許さない状況でありますので、吉賀町といたしましても、町民の皆様に対しまして、感染防止を含めた注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

そうした中、今実施をしておりますワクチンの接種状況について報告をしておきたいと思えます。3回目の接種につきましては、現段階で順調に推移をしております。

昨日3月3日夕刻の時点での接種率でございます。65歳以上が81.4%、18歳以上64歳以下が27%、全体で申し上げますと、55.5%という状況でございます。

集団接種につきましては、3月、今月の21日の春分の日と、それから26日土曜日並びに

27日の日曜日、この都合3回を実施をしていく予定でございます。

なお、5歳から11歳までの子どもさんに対しての接種についてでございますが、これまで申し上げましたように益田圏域内3市町、それから、益田日赤とで協議を行っておりまして、当町につきましては、今年3月29日の火曜日から接種を始めることとなっております。

しかしながら、小児科医の勤務の関係で、当面は人数をかなり制限をして行うこととなっております。保護者の皆さんに対しましては、迅速な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

コロナウイルスの感染症につきましては以上でございますが、今後も引き続き感染防止対策を講じていくということと、ワクチン接種について精力的に事務を進めてまいりたいと思っております。

次に2点目は、六日市学園につきまして、状況を御報告を申し上げたいと思います。

六日市学園につきましては、本日最後の卒業式を挙行されるということでございまして、今月末日をもって閉校されることとなりました。平成5年開校以来、この地で長きにわたり、多くの医療並びに介護人材の育成と数え切れないたくさんの地域貢献をされてこられました。この学び舎の火が消えていくことに、大変大きな寂しさを感じておるところでございます。

これまで多大な御尽力を賜りました重富校長先生をはじめ、学校関係者の皆様に対しまして、衷心より敬意と感謝の意を表したいと思っております。

そして、閉校後の施設の利活用についてでございます。

昨年11月22日開催の全員協議会で御説明しましたように、六日市学園と吉賀町の共催で、公募型プロポーザル方式による譲渡先の応募を行ったところでございます。募集公告につきましては、12月22日に行いまして、年明けの1月22日には現地見学会も開催し、町内外から複数の企業様に御参加を頂きました。その後、2月25日までを募集期限としておりましたが、残念ながら、その応募はございませんでした。

したがって、今後におきましては、学園側の閉校準備室と施設の解体撤去を含めた町有地の返還までのスケジュールにつきまして、鋭意協議を重ねてまいりたいと思っております。

なお、議会に対しましては、その状況について適宜御報告をさせていただくつもりでございます。

それでは、最後に3点目は、本定例会に上程いたします議題についてでございます。

今回上程いたします議題は、全部で報告を含めまして32件となっております。内訳といたしましては、放棄した私債権の報告が1件、それから議案で申し上げますと、令和3年度各会計補正予算が8件、規約の変更が1件、条例の制定と一部改正が14件、来年度令和4年度の各会計当初予算が8件という内容でございます。



この後、施政方針に続きまして、順次上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、お手元に配付をさせていただきました資料によりまして、動静報告をさせていただきますと思います。

今回の報告は、昨年の12月の定例会以降のところでございます。時間の関係もございまして、主なことに限定をして報告をさせていただきます。

12月の定例会、3日に招集させていただきますので、10日までの会期でございます。

12月6日には、元農林水産大臣の山田正彦先生が来庁しておられます。

下がっていただきまして、13日の月曜日でございます。石見の日ということで、従来から行っております島根県知事の訪問でございますが、今回は町内の誘致企業であります株式会社MACのほうへ訪問していただきました。とりわけ吉賀町、外国人の人口比率が高いということでございまして、県のほうも非常に興味を持っていただいて状況把握していただいております。多文化共生に向けた取り組みを現地に赴いて、知事に実際見ていただくということをおねがひをしております。今回そのことが実現をしたということでございます。

15日の水曜日は、津和野町と合同でございますが、島根県国民保護共同訓練を実施しております。

2ページに入りますが、20日でございます。大井谷棚田のライトアップイベント、夜、参観をさせていただきます。

12月21日火曜日でございます。中ほどに吉賀町激励費伝達2件でございます。お一方は六日市中学校出身で、現在は大社高校へ進学しておられます、神手プラナヤマ晃明さん。この方は、県の予選大会優勝されまして、全国高校サッカー選手権に出場された方でございます。

その下の田原匠真さん、柿木中学校御出身で、現在、平田高校へ進学されております。全国高校駅伝への出場を果たされました。

22日の水曜日でございます。イクボス宣言及びセミナーとあります。県内の町村では初めてイクボス宣言を行いました。私を含めまして管理職全員がイクボス宣言を行ったところでございます。この日は臨時議会を招集させていただきました。

12月23日木曜日、年末挨拶回りとあります。この日から始まりまして12月30日まで、時間の空いたところで各関係機関、団体のほうへ挨拶回りをさせていただきます。

24日金曜日でございます。映画監督の錦織良成さんと護縁株式会社の安川プロデューサーが来庁されました。御案内のとおり、コロナの関係で全国公開が延期になっておりました映画「高津川」でございますが、2月の11日から全国公開が確定をいたしましたので、その御報告に来庁されたところでございます。

28日は仕事納め式、28・29日は消防団恒例の年末警戒のほうへ同行させていただきました。

年が明けまして1月2日、一番下でございますが、年頭の挨拶回り、この日から始まりまして、13日まで時間の空いたところで関係機関・団体のほうへ赴いております。

3ページでございます。一番上、1月4日は仕事始め式。それから、中ほどにあります、花めぐりフォトコンテスト表彰式とありますが、これは既に御案内かと思いますが、町の観光協会と町内のそれぞれの団体で実行委員会方式で初めて企画をされたものでございますが、受賞された方の表彰式を行っております。

1月5日でございます。住友生命保険相互会社主催の第4回こども絵画コンクール受賞者等来庁とあります。受賞されました子どもさん、そして御家族の方が、その報告においでになりました。

1月6日木曜日でございます。瑞宝双光章受章されました元郵便局長、柿木の友重博様のほうへお祝いの物件の伝達に参上させていただきました。

4ページに入ります。やや下、20日でございますが、県の土地改良事業団体連合会の役員会で松江に出かけております。

21日は、総合教育会議を開催いたしました。

それから、1月22日土曜日でございます。この日に吉賀町では約3か月ぶりにコロナの感染者が確認をされたということでございますので、早速、サンネットにちはらのほうで、注意喚起を含めた収録をさせていただきました。

以後、適宜、対策本部会議、あるいはサンネットにちはらでの収録をさせていただいたということでございます。

24日には、臨時議会を招集いたしました。

5ページに入りまして、中ほど、1月の31日でございます。私のことでございますが、コロナのワクチン接種、モデルナでございましたが、みろく苑のほうでワクチンが余ったものを使用させていただいて、3回目の接種を行ったところでございます。

この日は石州会の理事長、あるいは事務部長が来庁されております。

2月に入りまして、2日でございます。ここにかんがりの会議を並べておりますが、松江市で開催をされましたので出かけております。

4日金曜日、一番下にあります新庄高等学校、中村泰征氏来庁とあります。中村さんは六日市小学校を卒業されまして、中高一貫の学校でございます広島県の新庄中学校へ進学をされまして、現在、新庄高等学校の1年生でございますが、今回、秋田県の鹿角市で開催されました国民体育大会の冬季大会、こちらのほうへ広島県の代表選手ということで選抜されたということで、その

御報告に御家族の方とおいでになられました。種目は、少年男子のジャイアントスラロームという競技でございました。

それから、2月7日月曜日は益田広域事務組合の理事会、それから、8日は町の議会の全員協議会が開催されました。

6ページに入りまして、2月11日、コロナ禍でございましたので、毎年行っておりますサクラマスフォーラムにつきましては、オンラインで開催をしております。

14日月曜日は、県の国保連の理事会で、松江へ出かけております。

15日は、益田広域事務組合の定例会でございました。

17日木曜日、吉賀高等学校表敬訪問とあります。これも立派な賞を受賞されたわけですが、今回、國學院大學と高校生新聞社が共催をされます「地域の伝承文化に学ぶ」という全国コンテストにおきまして、女生徒さんお二方が柿木に伝わります萬歳楽をテーマにした研究をされまして、それですばらしい受賞をされたということで御報告においでになられました。

21日月曜日は、ここに並べております会議ということで、松江へ出かけております。

23日水曜日でございます。柿木ブルーベリーエール記者発表会ということで、柿木の道の駅のほうへ出かけております。新聞でも既に報道されておりますので御案内のとおりでございますが、エポックかきのきむらが今回、無農薬で栽培されましたブルーベリーを使用して、クラフトビールをつくられました。その記者発表会をやりたいということでございましたので、私と松前商工会長さん、お招きを頂きましたので、出かけさせていただきました。

24日の木曜日は、鹿足郡内3つの一部事務組合の定例会でございます。

25日は町議会の全員協議会、27日は町連合婦人会の総会がございました。

最後のページでございます。3月に入りまして、1日は石州会理事長と会談をしております。

昨日3日は、役場の本庁舎の避難訓練・消火訓練を実施をしたところでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第5. 令和4年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、令和4年度町長施政方針についての説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お手元に配付をしております資料を読み上げまして、町長施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきますと思います。

令和4年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、国内状況についてであります。いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大により、私たちの生活や経済は大変大きな打撃を受けています。そして、新たな変異種であるオミクロン株の急速な感染スピードにより、国の示す抑止対策も後手に廻り、十分な効果が感じ取れない状況となっています。

こうした中、去る1月17日開会した第208回通常国会において、岸田文雄内閣総理大臣が就任後初の施政方針演説を行い、その内容は次のようなものであります。

まず、新型コロナウイルス対策については、政権の最優先課題として位置づけ、全身全霊で取り組み、早期克服に総力を挙げることを表明しました。本年6月をめどに感染症法の在り方を含む中長期的な対応を取りまとめる方針を示すとともに、今後は国内対策に重点を置き、重症化を中心とした医療提供体制の強化やワクチン接種の前倒しの加速化などを強調しました。

新しい資本主義については、経済再生の要として、その実現を図るとしてあります。そのことによって、官と民が全体像を共有し協働することで、国民一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会をつくるとしています。具体策として、デジタル田園都市国家構想、科学技術・イノベーション、人への投資などを掲げています。

気象変動問題では、資本主義の負の側面が凝縮しているとして、自らが掲げる新しい資本主義の実現で、克服すべき最大の課題としています。2050年、令和32年に国内温室効果ガス排出を実質ゼロにする政府目標に向け、産業構造や国民の暮らし、地域のあり方を含む経済社会全体の大変革に取り組むと訴えました。

また、新しい資本主義を支える基盤は、老若男女、障がいのある方など全ての人が生きがいを感じられる多様性が尊重される社会であるとしています。そのために、女性、孤独孤立、少子化、子ども、消費者などの課題に対しての考えも明らかにしています。

さらに、地域活性化にもしっかりと取り組むことを明言しています。農林水産業については、スマート化による生産性向上により成長産業化を進めること、中山間地域の農業を含め、安心して生産できる農林水産業を構築するなどに言及しています。

このほかにも災害対策、外交・安全保障などについても触れられ、信頼と共感の政治に向けて謙虚に取り組み、国民とともに力を合わせ、この国の未来を切り開くことを申し述べられました。

次に、島根県内の状況についてであります。2月14日開会した第480回島根県議会定例会における島根県知事の施政方針並びに提案理由説明の要旨は、次のようなものであります。

まず、予算についてであります。

来年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、人口減少対策を盛り込んだ県政運営の最上位計画である島根創生計画を加速させることが大きな柱となっています。このことにより、一体的に編成した本年度補正予算などを合わせた総額は、本年度比5.3%増の5,206億

円となっています。この予算案におけるポイントとしては、新型コロナウイルス感染症対策に333億円、人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進に819億円、生活を支えるサービスの充実に716億円、安全安心な県土づくりに691億円、島根を創る人を増やす対策に48億円などが挙げられます。

また、予算を反映した施策についてであります。

項目としては、新型コロナウイルス感染症対策、魅力ある農林水産業づくり、力強い地域産業づくり、人材の確保・育成、結婚・出産・子育てへの支援、中山間地域・離島の暮らしの確保、地域の経済的自立の促進、地域振興を支えるインフラ整備、新しい人の流れづくり、女性活躍の推進、保健・医療・福祉の充実、教育の充実、スポーツ・文化芸術の振興、自然・文化・歴史の保全と活用、生活基盤の確保、防災対策の推進、交通安全対策、若者の活躍、竹島問題、原発の安全・防災対策など全分野にわたる方針が盛り込まれています。

島根県知事は、これまでのコメントの中で、「感染者数を少なく、経済の痛みを小さくすることが当面の課題である。感染症の状況が収まっていけば、施策の内容を島根創生にシフトしていきたい。」と述べられております。我々もその日が一日も早く訪れることを願っています。

国も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、大局的な施策を展開していくとともに、中山間地域の実情に応じた現実的施策についても積極的に講じていただくことを切望するところです。その上で、我々基礎的自治体においては、従来にも増した厳しい財政見込みの中で行政運営を行い、適切な住民サービスを確保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは、住民に最も近い存在となる基礎的自治体であり、そのような観点からも、地方に課される責任は一層重くなっていることをより強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてであります。

昨年は、かねてからの懸案事項であります医療介護への取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症対策に奔走した1年でありました。

また、10月には、町長並びに町議会議員選挙も執行され、いずれも無投票ではありましたが、新たな体制として再スタートを切ったところであります。大きな課題が山積する当町ではありますが、これらに対して真摯に向き合い、この難局を乗り越えていかなければなりません。

その一方で、うれしいニュースもありました。

まずは、当町の町木であるコウヤマキが、5月、大田市三瓶山で開催された全国植樹祭において、天皇陛下お手植えの樹種に選定され、その様子が赤坂御用地から全国に配信されたことです。

もう一つは、町内の子どもたちの活躍です。一例を申し上げますと、柿木小学校児童の皆さんが、米・食味分析鑑定コンクール国際大会の小学校部門において金賞を獲得したこと。吉賀中学

校生徒の皆さんが、全国育樹祭の共催事業である全国緑の少年団活動発表大会において最高栄誉となる「緑の奨励賞」を獲得したこと。吉賀高等学校生徒の皆さんが、全国都道府県対抗eスポーツ選手権で中国四国ブロック代表として出場し、第3位を獲得したこと。さらに、町内出身者も含め、国民体育大会の代表選手に選出されたことなどであります。

これ以外にも明るい話題をたくさん届けていただきました。皆さんの御活躍に心から敬意とお祝いを申し上げたいと思います。

ところで、私も2期目の任期がスタートし、4か月が経過いたしました。多忙な日々の中にあつて、改めてその責任の重大さを痛感しているところです。この町の未来をより一層輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考え、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことを基本姿勢としています。

その推進にあつては、何といたっても財政基盤の安定が必須条件となります。これまで財政指標こそ改善されてきましたが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることを念頭に置かなければなりません。

人口については、令和2年度に実施された国勢調査結果が発表され、前回調査と比較して減少率4.7%となりました。この減少率は、県内自治体の中では比較的低い数値となっています。しかし、確実に人口は減少しており、このような中、当町では、間もなく第2期吉賀町総合戦略が策定されます。この戦略と第2次吉賀町まちづくり計画の中で示される道しるべを確実に実行することによって、減少率抑制と多文化共生社会の実現を図ってまいりたいと思います。

そして、まちづくりを行う上で、次のことにも配慮してまいりたいと思います。

1点目は、現下の新型コロナウイルス感染症の取り組みの中で、私たちが学んだ「人権への配慮」です。お互いが置かれた立場を尊重し、人を思いやることができる吉賀町でありたいと思います。地域全体で人権について考え、人権に配慮した行動を取っていただくことを訴え続けていきたいと思います。

2点目は、「職場環境の充実」です。昨年12月下旬、私を含む全管理職員が県内町村としては初めて、仕事と豊かな私生活の両立を図るため、イクボス宣言を行いました。この宣言によって、職員が育児や介護のために時間を使うことを自然に進められる職場環境を目指す働き方改革にも挑戦していきます。

また、行政でのこのような取り組みが、今後、町内の様々な企業や団体にも広がっていくことを大いに期待をしています。

私といたしましては、様々な事案を踏まえ、これまで以上に町民の皆様との対話を重視し、より多くの皆様の声に耳を傾けることで行政との信頼関係を再構築してまいりたいと思います。そ

して、多くの危機管理的事案の収束を願いつつ、そのことに適切に対処しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上をさらに推進してまいりたいと思います。そのことによって、町民の皆さんが、この町での生活の良さを等しく実感していただけるよう、精いっぱい努めてまいりたいと思います。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、「快適で安全に暮らせるまちづくり」についてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入率は約82%となっており、引き続き町民への重要な情報伝達手段の一つとして活用してまいります。

防災行政無線の整備につきましては、一昨年の6月から着手し、このたび事業の完成を迎えようとしています。既存設備の更新に加え、新たな情報伝達機能の追加も行いましたので、今後その運用を確実に進めてまいります。

また、小学校区単位で開催してまいりました総合防災訓練につきましては、来年度の開催で、町内を一巡することとなります。引き続きハード・ソフト両面から、地域の防災力向上に努めてまいります。特に自主防災組織につきましては、組織化に向け様々な場面を通じ、地域への働きかけを強め、組織率の向上を目指します。

公共交通網の活性化及び再生を目指して、令和元年度に策定しました吉賀町地域公共交通網形成計画につきましては、計画期間の4年目となります。利用者の利便性の向上のため、計画に基づいた再編を引き続き検討してまいります。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道路の安全・安心を基本に進めてまいります。特に通学路においては、島根県、教育委員会、警察署、PTA等と連携して安全点検を実施し、国庫補助事業等を活用しながら危険箇所の改善に努めるとともに、冬期における交通の安全確保のため、除雪作業に取り組みます。

また、国道、県道の整備については、引き続き島根県へ要望していきます。

道路、河川の維持管理につきましては、安全パトロールや危険箇所の点検を実施、日々の住民生活に支障を及ぼすことがないように、機能の向上と維持管理に努めます。特に橋梁の維持管理においては、国庫補助を活用しながら、橋梁点検で健全度4の判定となった危険な橋梁の解消を進めるとともに、道路法面の落石対策工事を進めていきます。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取組を進めてまいります。

また、仮称ですが、「益田―岩国道路」につきましては、引き続き益田市、津和野町と意見調

整を行うとともに、岩国市や国道187号沿線関係者との意見交換を実施し、要望等の具体的な取組を進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、近年、地球温暖化の影響による土砂災害が頻発化・激甚化している中であって、昨年度土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域が新たに指定されました。これは指定区域における危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

これを受け、当町では、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業並びに、がけ地近接等危険住宅移転事業を事業化し、危険住宅の解消を進めながら、関連する対策事業をハード・ソフト両面から講じていきます。特に砂防事業、治山事業等に関する整備は、島根県へ要望するとともに、連携して事業の推進を図ります。

国は新たな水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取り組み（整備）だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要があるとの考えにより、あらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）による流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水」へ転換するとの考えを示しました。

これによって、吉賀町に源を発し、益田管内を貫流する高津川についても、具体的な施策や手段を充実し、それらを適切に組み合わせ、効率的・効果的な治水対策を実現するため、高津川流域治水協議会が設置されました。当町もこの協議会の一員として、町民の皆様の御理解と御協力を頂きながら、流域治水の考え方や取り組みに積極的に参画し、流域治水に取り組んでまいります。

空家対策につきましては、昨年6月に策定した吉賀町空家等対策計画に基づき、老朽危険空家除却支援事業補助金制度を創設いたしました。本年度において補助実績はありませんでしたが、「空家化の予防」、「空家の適正管理・利活用促進」、「管理不全の解消」といった3つの段階での対策を総合的に検討してまいります。

消防につきましては、コロナ禍にあって、消防団による各種消防大会や訓練が思いどおりにできない状況が続いているところであります。今後も困難な状況が続くと思われませんが、消防団の士気の維持、向上に努めてまいります。

また、来年度は、小型動力ポンプ付積載車の更新や、消防団員の報酬額の改定について検討を行うこととしております。

一方、当町の消防団員充足率が低位にあることに鑑み、消防団協力事業所表示制度の周知等を図り、地域の消防防災力の充実強化に努めてまいります。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを安定的に運営する観点から、計画



的・効率的な施設維持に努め、今後もより一層、適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業、農業集落排水事業につきましては、来年度から国の指針に従い、いわゆる「経営の見える化」による経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法の一部適用を受ける公営企業会計に移行することといたします。国が示す令和6年度までの移行期限に対し、当町では来年度から適用することとしました。2年前倒しすることで、消費税申告の節税効果により、約1,000万円を超える額の削減が見込めると考えています。

今後も将来にわたって持続可能な経営を確保するため、利用者の加入促進を図りながら、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行ってまいります。

また、集合処理区域外の地域では、個人設置型合併処理浄化槽を推進してまいります。

一方、地域や住居地の地形や地域事情等の条件によって、処理水の排水場所が近くになく、結果的に浄化槽を設置できないケースが存在しています。そうしたいわゆる設置困難箇所の解消に向け、個人を対象にした配水管路設置に関する助成事業の創設や、地域を対象にした町による配水管路設置事業の事業化の検討を具体的に進め、来年度内の制度化を目指すとともに、既存の合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度などの助成事業を複合的に進めながら、快適で住みやすい生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、低所得者向けの住宅の確保と定住の促進に向け、整備を行っているところです。建設して40年を超える住宅が多く現存していることから、平成28年度に策定した長寿命化計画により、古い物件から建て替えを実施しており、来年度も七日市地区にあります新横立団地3棟12戸の解体、高津川流域産材を活用し、2棟4戸の建設を計画しております。

また、本年度策定する第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画により、既存住宅の適正な維持管理と旧耐震住宅の建て替えを推進して、安心して住める住宅の確保と住宅困窮者の解消に向けて取り組みます。

環境対策につきましては、令和2年10月に、国は「2050年（令和32年）温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和12年の温室効果ガス排出量を平成25年比で46%削減することを目標に、地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素化に関する事業の創設などを実施しています。

当町においても、国の方針に遅れることなく、地域特性を生かしたエネルギー対策を推進し、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指していきたくと考えています。

具体的な取り組みとしては、地域住民や行政等により構成される環境対策に特化した協議会を設立し、当町の地球温暖化対策に資する事業や、地域と調和の取れた再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化・廃プラスチックの資源化など、多岐にわたる課題の検討と解決に向けた取り組み

を実施していきます。

なお、再生可能エネルギーの普及導入につきましては、世界規模での脱炭素の流れが進む中、より重要な施策となってきました。引き続き太陽光発電システム、木質バイオマスストーブ、太陽熱利用によるシステムについて推進するとともに、新たな事業等について拡充を検討していきます。

また、現在、当町と岩国市・周南市にまたがる区域で、大規模な風力発電事業が計画されています。事業者に対しては、事業に関する住民説明会の開催や内容の報告を求めるとともに、環境アセスメント制度により立地自治体としての意見を述べることで、地域住民の生活環境や自然環境、生態系等に十分配慮された事業がなされるよう求めています。

地籍調査事業につきましては、国・県の予算確保が厳しい状況が続いておりますが、来年度は継続事業の田野原4地区と白谷9地区、幸地2地区を実施するほか、新規調査地区として田野原5地区の調査を計画しており、引き続き進捗率の向上を目指します。

当町の外国人住民比率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年と比較すると若干下がっていますが、依然、島根県内で最高となっており、「生活者としての外国人」が安心・安全に暮らせるよう、引き続き多文化共生の推進を図ります。やさしい日本語や多言語表記を活用し、伝わりやすい情報発信に努め、地域住民との円滑なコミュニケーションを目指した日本語学習と地域交流の機会を確保します。

同時に、文化の多様性や国際性を受け入れ、互いに尊重し合う多文化共生社会の実現のための人権啓発を推進していきます。

吉賀町小水力発電所「かきのきすいでんくん」につきましては、現在、順調に稼働しており、平成28年度から売電収入の一部1,400万円を将来の子育て支援策に係る財源として一般会計へ繰り入れておりましたが、本年度からはこれを増額し、年間2,000万円繰り入れることとしました。安定した稼働ができるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

また、本年度6団体を受け入れた場内見学等を通じて愛着を持っていただき、発電事業の意義と環境教育の一環を担う取り組みを強化してまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年末から今年にかけて、全国において第6波の感染が急拡大し、予断を許さない状況が続いております。これまで同様、国、県及び近隣自治体の動きと連動しつつ、吉賀町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策本部を中心として必要な各種対応・対策を講じてまいります。

吉賀町においては、昨年5月に初の感染が確認されて以降、今年2月末時点で感染者数が31人に達しています。感染された方々は幸いにも重症化には至らず回復され、現在は通常の生

活を送られておられると思われませんが、コロナ禍収束の兆しが見通せない状況において、引き続き感染防止対策や感染により療養が必要な方が安心して生活できるための支援制度の充実が必要と考えています。

現在、18歳以上を対象に実施している3回目のワクチン追加接種に加え、今月下旬からは5歳から11歳を対象とした児童へのワクチン接種も、圏域内市町並びに医療機関の御協力により実施する計画となっており、遠方会場での接種が円滑に行われるよう交通費の一部助成を行います。

また、今後増加が見込まれる自宅療養につきましても、島根県や吉賀町社会福祉協議会等との連携により、買い物代行サービスなど必要な支援を行ってまいります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、ここ数年は横ばいで推移していた出生数が本年度は31人と、昨年度と比較し、僅かながら減少する見込みです。内訳は、第1子が7人、第2子が10人、第3子が12人、第4子は2人となっています。傾向として、第2子と第3子が多く、この点については、これまでの子育て支援策の成果と考えております。

本年度の出生数の落ち込みがコロナ禍等による一過性のものか、今後も継続していくのかは現時点では不明ですが、安定的な出生数維持に向けて、コロナ禍による生活様式の変化に伴う子育て世代の新たなニーズに対応した相談支援や施策の充実等が求められています。このことが実現できるよう、吉賀町子育て世代包括支援センターを核として関係機関等と連携し、第2期吉賀町子ども子育て支援事業計画に掲げた必要な取り組みを継続してまいります。

健康づくりにつきましては、本年度もコロナ禍の影響により、予定していた教室や相談事業等の中止や変更を余儀なくされ、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、このような状況下においても特定健診受診率は3年続けて50%を超えており、昨年度に続き、本年度も1月時点で県内第1位の受診率となっています。このことは町民の皆様の健康づくりに関する意識の向上が大きな要因であると分析しており、この傾向が継続するよう、取り組みを強化してまいります。

主なものとして、来年度は第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画の中間評価の年に当たることから、PDCAサイクルによるしっかりとした検証評価を基に見直しを行い、誰もが心豊かに安心していきいきと安全に暮らせる町を目指して、ウィズコロナ時代に対応し、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に力を入れ、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を実現してまいります。

これに併せて、来年度、計画期間が終了する第1次吉賀町食育推進計画についても評価検証を行い、前述の第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画に包含した形で第2次吉賀町食育推進計画を策定し、家庭や保育所、学校、地域等といった生活の場面において、健全な食生活を自立的

に営むことができる力の育成に向け、吉賀町食生活改善推進協議会をはじめ、様々な関係団体と連携し取り組んでまいります。

地域医療を守る取り組みにつきましては、来年度当初より町医療対策課を六日市病院内に新たに設置し、専門的に対応できる体制を整備する考えです。当面、重点的に取り組むのは、懸案となっています六日市病院の公設民営化問題であり、現在、社会医療法人石州会が策定中の経営改善計画書が今月中に提出されますので、この計画を基に、公設民営化可否の判断を行う考えです。

申すまでもなく、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現に当たっては、医療の確保は非常に重要な問題であります。将来の町財政に与える影響等についても十分に踏まえた上で判断すべき問題であり、高いレベルでの検証・評価が求められます。このため、今回、石州会から提出される計画について、早急に町のみで判断するのではなく、外部の第三者等からなる社会医療法人石州会経営改善計画評価委員会を設置し、本年5月末までに評価・検証を行い、来る令和4年6月定例会において検討結果を報告したいと考えています。

なお、特別交付税を活用した第5次六日市病院支援計画に基づく財政支援をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な検査機器購入等の支援は引き続き実施してまいります。

繰り返し申し上げます。住民の皆さんの命と健康を確保するため、医療体制の充実が欠くことのできない最優先事項です。その意味において、六日市病院はその中心的役割を果たす医療機関として存続していかなければなりません。引き続き、島根県、石州会、当町で構成する医療介護あり方検討会議で鋭意協議し、公設民営化に向けた次なる段階に進んでまいります。

医療従事者等の確保につきましては、コロナ禍もあって、関係先の訪問等に制約が生じており依然厳しい状況にはありますが、医師をはじめとする医療従事者等の確保を図るため、新設予定の医療対策課で現状においてでき得る限りの活動を行ってまいります。また、吉賀町医療介護従事者確保支援補助金制度を活用し、人材確保に向けた奨学金制度や従事者の資質向上、または離職者対策等に取り組む町内の医療機関や介護事業所への支援を引き続き強化してまいります。

本年3月に閉校となります学校法人六日市学園六日市医療技術専門学校——以下「六日市学園」と言わせていただきますが——につきましては、令和元年8月の町政活性化に関する要望書の提出や、町政座談会等の町民の皆さんの思いにお応えするため、六日市学園との共催による閉校後の譲渡先選考のため、プロポーザル方式による公募を2月25日期限で行いました。

公募に当たっては、島根県等に多大な御協力を頂き、様々なネットワークを活用して情報発信を行った結果、1月22日に開催した施設見学会は複数の企業の参加があり、前向きに御検討頂けると大変期待をしておりましたが、残念ながら、応募された企業はございませんでした。このような結果となり、町としましては大変残念ではありますが、六日市学園との間で平成25年に締結した町有地無償貸与契約書に基づき、解体撤去による原状回復に向けた協議を進めてまいり

ます。

この間、学園施設の存続に向け、島根県をはじめ多くの関係各位から頂いた御助言、御協力に對しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

地域福祉につきましては、第3期吉賀町地域福祉計画、活動計画に基づき、一人ひとりの不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備など、住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現を目指してまいります。

特に、成年後見制度については、一層の利用促進を図るため、来年度から第3期吉賀町地域福祉計画の一部を改定し、新たに地域連携ネットワーク協議会の中核を担う吉賀町成年後見センターを設置し、広報、相談業務の実施、家庭裁判所に推薦するための受任者調整、市民後見人や法人後見の担い手などの育成、後見人へのバックアップ支援などを順次行う計画としており、地域福祉の中核を担う吉賀町社会福祉協議会と連携し、取り組みを進めてまいります。

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員は、来年度、改選期を迎えます。地域との連携を図りながら、住民が安心して生活するための見守り体制の充実につながるよう、必要な支援や対応を行ってまいります。また、来年度も引き続きコロナ禍により深刻化が懸念される生活困窮者対策として、生活保護事務や生活困窮者自立支援制度など、従来制度の充実強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、吉賀町障がい者計画の基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまちをめざす」を実現するため、吉賀町障がい者総合支援センター等を活用し、町内外の身体・知的・精神に障がいのある方々が、就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスを総合的に利用でき、地域生活支援拠点施設となるよう、指定管理者であるNPO法人よしかの里等との連携強化を図ってまいります。また、前述した来年度新設予定の吉賀町成年後見センター等の機能を生かし、障がい者差別の解消や権利擁護に向けた支援の充実を目指します。

高齢者福祉につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各種イベントの中止等の感染防止対策のため、外出を控え、在宅で過ごされる高齢者が増加しています。このような中、地球温暖化等により年々気温も上昇することが予想されるため、室内での高齢者の熱中症事故を防ぐことを目的として、来年度、吉賀町高齢者世帯エアコン等購入費助成事業を実施いたします。この新規事業と併せて、町内在住の高齢者が最も希望されている住み慣れた自宅や地域においての自立した生活が継続できるよう、百歳体操やふれあいサロン等の高齢者の健康づくりや、介護・認知症予防の集いの場や、栄養状態維持改善のための配食サービスの充実、見守

り体制の整備、社会参加や生きがい対策の推進を来年度も引き続き図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの新制度移行により県内市町村の財政基盤強化が図られ、安定した保険運営が行われており、昨年より導入した国保市町村事務処理標準システムも順調に稼働しています。

このような中、国民健康保険法等の改正が行われ、来年度から、国保加入の子育て世帯負担軽減を図るため、未就学児童に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置を国、県、町の公費負担で実施します。

また、当町の国保保健事業の取り組みでは、被保険者の皆様の御理解、御協力により、特定健診受診率はここ数年、県内でも上位に位置しており、そのような点が評価され、国からの保険者努力に対するインセンティブ交付金も増加しています。この財源等を活用し、来年度も引き続きA Iを活用した特定健診個別勧奨や特定健診自己負担額無料化の継続に加え、新たに大腸がん検診の自己負担額も無料化を行い、さらなる受診率向上及び疾病の早期発見・早期治療による医療費抑制と健康増進につなげてまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、本年10月から、一定以上の所得のある被保険者の窓口負担割合が1割から2割へ引き上げになります。被保険者が受診の際に窓口等で混乱が生じないように、島根県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、高齢者にも理解しやすい手法等を用いて周知を図ってまいります。

今回の制度改正は、現役世代との公平性確保や公費抑制が目的と考えますが、このことが後期高齢者の受診控えを招き病状等の悪化につながらないように、周知を図りつつ、注視してまいります。

介護保険事業につきましては、ここ数年増加傾向にあった介護給付費は、昨年度から着手した直営による要介護認定調査やケアプラン点検等の給付適正化事業効果と併せ、町内介護施設のベッド数の削減により減少に転じています。これによりまして、一時深刻であった町の介護保険財政も回復に転じてまいりました。来年度も引き続き介護給付費適正化を進めつつ、第8期吉賀町介護保険事業計画に掲げた「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「持続可能な介護保険制度の確立」を実現するため、島根県や圏域内保険者をはじめ関係機関との連携により、介護保険財政の安定化と住民ニーズに対応したサービス基盤等の整備を進めてまいります。

次に、「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」についてであります。

農業振興対策につきましては、農業経営を継続し、農業経営を安定させる施策が必要です。しかし、米価の下落や担い手不足から来る農業の高齢化等、抱える問題は多く、将来の展望がなかなか描けない状況にあります。

そのため、まずは吉賀町農業振興計画を作成したいと考えています。地域の実情に即した振興

ビジョンを作成し、確実に推進していくことが必要であるため、計画作成の段階から住民の協力を得て、行政と住民が一体となって計画の実現に向けて取り組んでまいります。

また、長期化するコロナ禍により、業務用を中心に主食用米の需要が減少し、今後も米の価格低下が懸念されるため、収益性の高い水田園芸への転換に向けたさらなる取り組みの推進が重要となってきます。また、低コスト生産、担い手確保、産地化の推進も強化する必要があります。

このような情勢の中、本年度実施している事業は継続して行い、来年度からいくつかの新規事業にも取り組んでまいります。

まずは、令和3年産米価下落に対する支援です。

米価下落による営農意欲の減退、耕作放棄地の増加を防ぐためにも、令和3年に主食用水稻を生産した農業者に対し、農業経営の安定と水田での営農継続につなげるため、支援金を交付します。

次に、水田園芸を進めるための支援です。

農産物物流強化のために、集出荷を行う事業者に対し販売経費の一部を支援し、持続可能な流通体制を構築し、集出荷しやすい体制づくりを目指します。

昨年、国において、みどりの食糧システム戦略のうち、有機農業の取組面積の割合を25%（100万ヘクタール）に拡大する目標を掲げましたが、当町も有機農業推進協議会を中心に、みどりの食糧システム戦略緊急対策交付金を活用し、関係機関と連携体制を構築しながら面積拡大に向け、取り組みを進めてまいります。

また、本年度から実施している農地耕作条件改善事業について、来年度、基地局を整備し、自動走行農機等のシステム導入を図り、農作業の効率化を目指します。その他にも、地域おこし協力隊を、流通強化対策支援員と農業公社のオペレーター育成・確保として、それぞれ1名募集を行います。

担い手の確保や今後の地域農業をどうするかといった課題については、各地域、集落に出向き、人・農地プランの実質化に向けて話し合いを進めてまいります。また、これまで同様、国や県の事業を最大限活用しながら、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半Xなど多様な形態による就農者の育成・確保に取り組んでいくとともに、日本型直接支払制度を活用した農業・農村の多面的機能の維持を図る取り組みへの支援も引き続き実施してまいります。

農業基盤整備事業は、引き続き県営により取り組みます。具体的には、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業、県営農地中間管理機構関連農地整備事業で吉原・坂折地区の事業推進に取り組めます。

鳥獣被害対策につきましては、近年、イノシシや猿の被害に加え鹿の目撃も増えており、今後は林業被害防止対策も強化していく必要があります。さらに、ツキノワグマの錯誤捕獲や宅地付

近での目撃なども多数あり、その対策も急務とされています。引き続き、動物用GPS発信機や赤外線カメラなどを活用した生息行動調査の強化をしてまいります。また、新たに集落支援員制度を活用した鳥獣対策専門員1名を増員し、より機動性のある対応ができるようにします。そのほか、地域や個々が実施する鳥獣の被害防止対策に対する助成も引き続き行ってまいります。

今シーズン、世界的に鳥インフルエンザの流行が見られ、国内においても過去最大数の鶏が殺処分されています。町内においても、農場の消毒など対策は徹底されていると聞いておりますが、万が一の発生時には迅速な防疫措置が取られるよう関係機関と連絡体制等を再度確認し、対応してまいります。

本年2月14日に、大井谷の棚田が農林水産大臣から「つなぐ棚田遺産」に認定されました。棚田の有する多面的な機能に対する一層の理解の促進を図るためにも、今後も地域と一緒に頑張って積極的な維持・保全に向けて取り組みを行ってまいります。

林業振興対策につきましては、森林環境譲与税を活用した事業を主体に取り組みを進めてまいります。地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成事業につきましては、本年度から、町有林において森師研修制度をスタートさせました。来年度もさらに採用を予定しており、引き続き林業就業者の育成と確保を図り、貴重な森林資源の有効活用を推進してまいります。

次に、林業専用道の整備についてです。

県営で整備する幸地立河内線については、本年度1,000メートルの測量設計を終え、来年度350メートル分工事着手を予定していると伺っています。団体営（町）で整備する林業専用道幸地立河内支線につきましては、来年度1,500メートルの測量設計を計画しています。引き続き、事業完成に向け、地元関係者、島根県と協議しながら進めてまいります。

また、来年度から、森林施業の推進・効率化はもとより、山地災害の防止機能及び維持管理性の向上を図るため、林道舗装事業にも取り組んでいくことといたします。路線は麦山線2,000メートル、滑峠線6,000メートル、事業費約3億5,000万円で、事業期間は令和7年度までの4年間の計画としています。

商工振興対策につきましては、小規模事業者等への支援、起業・創業者への支援、住宅改修支援事業補助等を本年度に引き続き行ってまいります。

プレミアム商品券発行事業につきましては、来年度も3,700セット分の助成を行いますので、町内消費喚起、町内景気対策に御協力願いたいと思っております。

また、新規事業として、買い物困難地域などへの移動販売事業者に対し、移動販売事業に係る経費の一部を支援します。移動販売は買い物客の分散や接触機会の低減等が図られ、新型コロナウイルス感染対策としての効果も期待されるところです。

吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく吉賀町商工業振興計画を昨年度策定しまし



たので、来年度以降も商工会等、関係機関との情報交換の場を増やし、今後の商工振興対策を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしました。町においても、吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金をはじめとした経済対策支援策を行いました。新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見えず、来年度も町の地域経済に大きな打撃を与えることが予測されますので、関係機関と連絡を密にして必要に応じた対策を検討し、補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

また、SDGs等、時代に即した持続可能な産業振興を進める上では官民一体で進める必要があり、全産業を網羅するコンソーシアム（協議体組織）などの設置について検討します。

町内企業における労働者の住居確保は重要な課題となっています。関係企業のニーズに沿いながら、関係機関との十分な意思疎通・情報共有を図り、解決策について協議を行っていきます。そのために、吉賀町人材確保定着推進協議会や益田鹿足雇用促進協議会などの活用を行ってまいります。

観光振興につきましては、十分な対応が困難な状況ではありますが、清流高津川の水源の町として、豊かな地域資源を生かした吉賀町の魅力発信を行います。

町木コウヤマキに関しましては、コウヤマキギャラリーを拠点に、地元関係団体と連携し、コウヤマキ自生林・周辺地域の動植物の保全並びに周知啓発活動について、一層の取り組みの拡大を行ってまいります。本年度の新たな取り組みとして、花めぐりフォトコンテストを、地元団体、公民館、観光協会、町で構成される実行委員会で開催しました。本企画を通じて、ヒガンバナ、カタクリ、シャクナゲといった花々に触れていただく機会となり、町内外の皆様の魅力を感じていただくきっかけづくりとなりました。今後はより一層多くの皆様に参加いただけるよう、企画を進めてまいります。

また、包括連携協定を締結している株式会社モンベルについては、モンベルフレンドタウンとして、実店舗と連携したイベントの企画やフレンドフェア等への参画、株式会社モンベルの情報誌やホームページ等の媒体を活用した周知拡大を図ります。

本年度も、マツダスタジアムで開催されましたわがまち魅力発信隊イベント並びにサンフレッチェ広島フレンドタウンイベントへ参加し、町の観光PRを行いました。来年度についても、山陽方面に対し、より効果的な情報発信ができるよう取り組みを継続いたします。

津和野街道を通じた交流については、廿日市市、津和野町、吉賀町で構成される津和野街道交流協議会の取り組みを通じて、県境を越えた文化、歴史、観光、まちづくりについて交流を進めてまいります。

また、来年度は新たに、吉賀町の魅力を町外の方々にさらに発信するため、吉賀町広報大使

(アンバサダー)の設置を検討いたします。SNS等を活用した地域の情報発信を行っていただくとともに、町や地域団体と連携した地域のスポーツ・文化イベントの実施等により吉賀町のファンづくりに向けた取り組みを推進することで、交流人口並びに関係人口の拡大を図ります。

健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら及び老人福祉センターはどの湯荘につきましては、来年度から2年間、指定管理期間を延長することといたしました。吉賀町の誘客、交流人口の拡大に大きく寄与している施設であります。本年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受ける中、より慎重な調整が必要と考えています。

次に、「人と歴史を大切に暮らせるまちづくり」についてであります。

教育の振興につきましては、新たに策定された第2期吉賀町教育振興計画に則り、「ふるさとの学びや体験をもとにした、明日の吉賀町を支える人材の育成」を基本理念に進めてまいります。

国の主導により加速している教育の情報化につきましては、学校現場における学習や校務へのICT活用が着実に進められるよう、学校ICT支援員を配置し、国による学習者用デジタル教科書のモデル事業にも取り組んでまいります。また、引き続き、特別支援教育支援員や複式学級対応に係る非常勤講師を配置することにより学習環境を整えるとともに、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけを充実するための支援体制の強化に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、本年度から進めてまいりました蔵木小学校施設の長寿命化改修について、その工事に着手するとともに小中学校の特別教室への空調設備の整備を順次進めることとし、学習における施設環境の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

吉賀高等学校の支援につきましては、「小さな学校で大きな夢を」の実現につながる取り組みを引き続き進めてまいります。サクラマス交流センターや公設塾の運営のほか、各種支援事業を継続します。また、サクラマス交流センターにつきましてはWi-Fi環境の改善を行うこととし、予算計上させていただいたところであります。

平成24年度から進めておりますサクラマスプロジェクトは第2期に入り、大人の人材育成のプロジェクトとしても取り組みを推進しております。近年、子どもを取り巻く環境はこれまでにないスピードで変化をしております。このような環境の中でも、自ら考え、判断し、生き抜いていくたくましさがこれからの子どもたちには必要です。そのためには、大人のあり方、関わり方が重要であり、大人自身が学び続けることが求められます。学校、家庭、地域の人や団体等、多様な人と連携・協働し、学びを通じた人材育成を推進してまいります。

読書活動の推進につきましては、新たに配備いたしました移動図書館車「みたい号～みんながたのしみ いどうとしょ号～」の活用や、学校図書館における司書研修や蔵書を充実することにより読書・学習・情報センターとしての機能を強化するなど、読書環境の向上に努めます。また、

社会教育委員の会や図書館協議会などの関係機関と連携し、吉賀町子ども読書活動推進計画の見直しを実施することといたします。

人権問題につきましては、人権意識の向上を図るため、関係機関と連携して人権教育や啓発活動に努めてまいります。また、町民意識の現状を調査・分析し、今後の人権教育・啓発活動の基礎資料とするために、「人権・同和問題に関する町民意識調査」を実施いたします。

社会体育につきましては、令和12年に当町で開催が予定されている国民スポーツ大会を見据え、多様なスポーツ活動の推進を図るための気運醸成に向けた環境を順次整えてまいります。

施設整備につきましては、立戸スポーツ公園のテニスコート照明設備改修と野球場備品の整備、真田グラウンド「よしかみらい」の人工芝のブラッシングとクリーニングなどのメンテナンスを実施いたします。

また、「よしか・夢・花・マラソン大会」につきましては、第15回、第16回と中止いたしました。第17回大会は、スポーツ団体などの関係機関と協議を重ね、ハーフの中止や参加資格を中国5県在住者に絞込むなど、規模を縮小した上で4月24日、日曜日に開催することを実行委員会において決定いたしました。新型コロナウイルス感染症の今後の状況が気になるところですが、開催に向けて、協賛企業の拡充を図るなど準備を進めているところでございます。

文化財保護につきましては、国の指定重要文化財である旧道面家住宅のかやぶき屋根の部分改修を実施するとともに、文化財審議委員会と連携しながら、説明板等の設置や保護活動に努めてまいります。無形民俗文化財の保存に対する経費については若干の拡充を図っております。

また、文化振興につきましては、島根県芸術文化センター「グラントワ」と連携するなど、吉賀町の子どもたちの芸術・文化に触れる機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、活動に影響を受けた文化振興団体等に対して交付する支援金制度も創設いたしました。

本年度に企画したゼロ予算事業の「ストリートピアノ」と「ランチミーティング」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、早期の実施には至りませんでした。今後、状況を見つつ、それぞれ開始していきたいと考えております。

次に、「協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

公民館を拠点とした地域づくりの推進につきましては、「自立した人たちによる持続可能な地域の実現」に向け、引き続き、各公民館の体制強化のための人材の確保に努めます。また、大学のフィールドワークの誘致など外部の力も活用しながら、公民館はもとより、行政内部や島根県、社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、地域における住民が主体となった地域づくりへとつながるよう取り組みを進めてまいります。

自治会活動につきましては、人口減少が進む地域においての活動の停滞が懸念されており、感染症対策として、活動の自粛がより拍車をかけています。今後の活動の継続に向けて、自治振興奨励金や交付金制度の見直しを行うこととしていますが、本年度におきましては、集会所の管理費の一部について、奨励金の算定基礎として追加しました。来年度におきましては、これまで各地域での意見交換の結果を踏まえて新たな交付金制度の算定等について具体化し、令和5年度からの実施に向け、準備を進めてまいります。

また、第2次吉賀町男女共同参画計画がこのたび最終年度を迎えます。本計画では4つの基本目標を定め、「男女が共に担う地域づくり」を進めてきました。「働く」という女性の社会参画は当たり前になりつつありますが、給与所得の男女格差、管理職の女性割合、夫婦の家事・育児時間、政治分野の女性割合など、様々なジェンダー・ギャップは依然解消されておられません。今後は特にこのジェンダー・ギャップの解消に焦点を当て、社会のあらゆる分野で誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる地域づくりを進めていきます。

町政座談会につきましては、これまで公民館単位で開催してきましたが、その方法については様々な御意見を頂いているところです。今後の手法については、町民の皆様の御意見を拝聴しながら検討してまいります。

最後に、「行財政対策」についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、納付期限内に納付している町民の皆さんに不公平が生じないように徹底した滞納整理を実施します。徴収については、徴収担当職員と専任の会計年度任用職員による訪問や調査を積極的に実施し、滞納者の状況の把握と迅速な対応を行い、徴収率向上に努めます。

また、債権共同徴収対策委員会において、関係各課が連携し、一元的対応を図り、情報の共有と徴収対策に努めます。特に、累積滞納者に対しては経済的状况について調査を徹底し、納付が困難な場合は分納など柔軟な対応を行う一方、悪質滞納者については差押え等強制執行により積極的な滞納処分を行い、滞納金額の縮減に取り組んでまいります。また、私債権の滞納者には、訴訟等の法的措置も含め、毅然とした町債権の徴収に努めます。

職員の人材育成につきましては、吉賀町人材育成基本方針で定める職員像の「自らが主体となって行動する職員」を目指し、職員が地域の一員としての意識を強く持ち、住民との対話・活動により地域の現状を的確に捉え、様々な課題を自ら発見し、主体性を持って行動する職員を育成してまいります。

人事及び組織機構につきましては、先ほど述べた通り、医療対策課を新設し、必要な人員配置を行います。これに伴い、専門的な知識、経験を有する職員を雇用するため、一般職の任期付職員の制度を導入します。また、益田地区広域市町村圏事務組合に、引き続き、職員1名を派遣し

ます。

行財政改革につきましては、第4次行政改革計画・財政健全化計画に基づき、行財政改革推進本部を中心に、7つの委員会を推進主体として取り組みを進めます。並行して、行政改革推進委員会や議会の皆様の意見を聞きながら、着実に進めてまいります。

財政運営につきましては、第2次吉賀町まちづくり計画や第2期吉賀町総合戦略、さらには公共施設等総合管理計画等の各種計画との整合を図りつつ、財政健全化計画の基本方針である「自立し、持続可能で、透明な財政運営」の確立を目指します。

ふるさと納税につきましては、暦年で申し上げますと、令和元年が51件、354万円、令和2年が226件、824万円、令和3年が397件、1,139万円となっております。こうした状況から、来年度の目標を1,300万円と定め、取り組みを進めてまいります。

以上が、「第2次吉賀町まちづくり計画」に基づいた主要施策の概要であります。

次に、地方創生対策について申し上げます。

地方創生対策の具体的施策として平成27年度に策定した吉賀町総合戦略につきましては、本年度で最終年度となります。併せて策定した人口ビジョンにおいて、人口問題を克服し、活力ある町を実現するために設定した総人口の目標を、2060年、令和42年で4,437人としていました。この人口ビジョンにおいて、令和2年推計値は5,992人としていましたが、実施された国勢調査における確定値は6,077人となり、推計値を上回る結果となっております。このことは、これまで取り組んできた総合戦略に基づく施策の展開が一定の成果を上げているものと判断できます。

現在、来年度からの新たな総合戦略の策定を行っています。策定に当たっては、まちづくり委員会での協議及びパブリックコメントなどによる意見聴取など、できるだけ町民の皆様の考えを生かせる工夫を行いつつ、この新たな戦略におきましても、これまでの成果を踏まえ、産業振興、移住定住、子育て環境、地域づくりなどの取り組みを継承します。

また、新たな課題として、脱炭素社会、ごみの減量化・再資源化、多文化共生、SDGsの実現などについても取り組み、将来の人口目標値を現在の計画とほぼ同数となる、2060年、令和42年で4,400人としたところです。この目標値を達成することは容易ではありませんが、第2期総合戦略の基本理念である、「50年後の子供たちが笑顔で暮らせる社会の創造」を目指したいと考えております。

なお、例年、当初予算の概要に併せて提出してございました総合戦略の基本目標ごとの具体的な事業を取りまとめた吉賀町総合戦略実行施策シートにつきましては、第2期吉賀町総合戦略の完成後に作成しますので、6月定例会において提示させていただきます。

それでは、令和4年度当初予算案の概要について申し述べます。

令和4年度当初予算の編成に当たっては、まちづくり計画や総合戦略に基づく重点事業を推進するとともに、行政改革計画、財政健全化計画に基づき、持続可能で安定的な財政基盤の構築に努めました。

その結果、令和4年度一般会計におきましては、本年度当初予算比で1.2%増の72億8,400万円の予算規模となりました。

また、5本の特別会計と上下水道事業会計の総額は30億4,100万円となり、一般会計、特別会計、上下水道事業会計を合わせた予算総額は103億2,500万円となったところであります。

提出議案についてであります。

今定例会に上程しますのは、報告事項が1件、議案につきましては一部事務組合規約の変更に係る案件が1件、条例の制定・一部改正に係る案件が14件、一般会計、特別会計及び上下水道事業会計に係る補正予算と当初予算が16件の合計31議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、上程の段階で各担当管理職員から詳細説明をさせますので、御理解を頂くとともに慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----

#### 日程第6. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第1号政党助成制度の廃止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第1号につきまして、一部読み上げて提案させていただきたいと思っております。

発議第1号、吉賀町議会議員安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

政党助成制度の廃止を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としましては、政党助成制度は、国民の税金を政党に配分する政党助成金の仕組みによって、国民は、自ら支持しない政党に対しても強制的に寄付させられることとなります。このような制度は、憲法が定める「思想・良心の自由」（日本国憲法第19条）や、「結社の自由」（第21条）を侵すことから廃止を求めるためであります。

裏を見ていただきまして、政党助成制度の廃止を求める意見書（案）。

国会議員1人当たり月100万円が支給される文書通信交通滞在費の問題をマスコミが大きく取り上げました。日割りにするのは当然であるとともに、都内在住の国会議員にも滞在費を一律に支給する現行の制度は不合理であり、インターネットが普及した現代における制度の目的、根拠、経費の内容などをそれぞれ検討し直し、国民が納得できる形で合意していくことが重要です。

一方、国会議員・政党に関わる税金の使われ方を考えれば、政党交付金（いわゆる政党助成金）こそ改める必要があります。

政党交付金は、1988年に発覚したリクルート事件を契機に、佐川急便事件、金丸脱税事件など、国民から大きな批判を受けた「金権政治」の大本にある「企業・団体献金」と引き換えにという名目で導入されました。しかし、実際には政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、一方で国民の税金である政党交付金を受け取るという二重取りが続けられています。

2021年までの27年間で、政党交付金の総額は8,540億円に上り、毎年交付される約320億円は、国会議員1人当たりになると議員報酬・文通費・手当等より高額な4,500万円、国民1人当たりの負担は250円となっていることから、国民は支持しない政党に対しても強制的に寄付させられていることとなります。この制度は、思想・良心の自由や結社の自由を侵す、憲法違反の制度と考えます。

政党が運営資金の大半を交付金に依存することは、自立した政党とは言えません。議員が身を切る改革というのなら、国民の声が届かなくなる議員定数削減ではなく、政党交付金を廃止することが効果的です。

新型コロナウイルス感染拡大により、生活や営業が立ち行かなくなっている多くの国民に向けた支援が必要なときに、多額の税金を政党に交付する制度は国民の理解を得られません。

国会並びに政府におかれましては、今こそ政党交付金のあり方に踏み込んだ議論を行い、廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

そして、提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

ここで、提出者に対しての質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第7. 発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第7、発議第2号「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第2号につきまして、読み上げて提案させていただきたいと思えます。

発議第2号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としまして、地方経済を向上させ、集落の維持、農地を守り、食料供給、国土の保全、水源のかん養、地球環境の保全、文化の継承、食料自給率向上を進めるためです。

裏面を見ていただきまして、「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）。

2022年度農林水産関連予算のうち、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る水田活用の直接支払交付金の主な見直しは、（1）今後5年間（2022年から26年度まで）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は、27年度以降、交付の対象としない。

（2）多年生牧草については、種まきから収穫まで行う年は現行どおり10アール当たり3万5,000円交付、収穫のみ行う年は1万円に減額する。（3）飼料用米などの複数年契約加算は、昨年に10アール当たり1万2,000円としていたものを22年度から加算措置の対象外とし、20、21年度の契約分は10アール当たり6,000円加算に半減するというものです。

見直しに対して、これまで生産調整に協力してきた生産者や関係者からは、「畑作物に合わせた土づくりを行い、排水性をよくして作物が育つように改良した圃場に水を張る必要があるのか。排水設備を整えた圃場での水稻作付は土の移動が必要になり、翌年は外溝を掘るなど余分な作業



が必要になる。飼料が高騰し、輸入牧草が入ってこない中、補助金を下げるのはむちゃくちゃだ。」などの声が上がっています。昨年の米価下落への対策が不十分な中で、生産費を賄えないでも、先祖から受け継いできた農地を荒らしてはいけないと生産者は努力し続けています。農業経営への打撃は、コロナの影響を受ける地域経済にも影響してきます。

37%まで落ち込んだ食糧自給率を目標とする45%以上に引き上げる道筋を示し、食料の生産・供給だけでなく、国土保全、集落機能・地域文化の継承、水源のかん養、地球環境を守るという農業・農村の多面的機能を発揮できる対策が求められています。

国会並びに政府におかれましては、農業・農村の多面的機能を評価し、農業生産が継続できるよう、下記対策を実施していただきますよう強く求めます。

記。1、「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を行い、畔と用排水路がある農地での転作は、水張りを条件とすることなく交付金の対象とすること。

2、多年生牧草について、収穫のみ行う場合も減額しないこと。

3、水田活用の直接支払交付金の設定に当たっては、生産現場の意見をよく聴き、積極的に転作できるよう内容を拡充し、予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣としております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対して、質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第8. 報告第1号

○議長（安永 友行君） 日程第8、報告第1号放棄した私債権の報告についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第1号放棄した私債権の報告についてであります。

吉賀町私債権の管理に関する条例（平成22年吉賀町条例第22号）第13条第1項の規定に

より、別紙のとおり、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

別紙として、私債権放棄調書もつけておりますが、詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、報告第1号放棄した私債権の報告について、詳細説明をさせていただきます。

議案の次のページをお開きいただきたいと思います。私債権放棄調書でございます。

今回、放棄をいたしました件につきましては、3人の方がいらっしゃいます。いずれの方も生活保護の適用を受けているという方でございます。いずれの方にいたしましても、債権の放棄をいたしました理由といたしましては、生活保護を受給されたということで、自動的に放棄をしたというものではございません。これまでのところで、徴収のために職員等が接触してまいりましたけれども、なかなか払っていただけなかったという状況の中で、特に1人の方はこちらに住所がございませんで、移られた自治体のほうでも生活保護の適用になっているという方。それから、もうお一方につきましては、生活保護が適用されたり、外れたりという、そういった方でございます。

いろいろと町としましても徴収に対しては全力を尽くしてまいっているところでございますけれども、こうしたやはり資力の回復が望めないと申しましょうか、そういった方については、やはり債権のほうから落としていかなければならないかなということで、大変苦渋ではございましたけれども、この3人の方、金額といたしましては26万7,998円を放棄したものでございまして、報告をさせていただくものでございます。

以上、報告させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この債権放棄をされて、引き続きこの利用者はやっぱり給水を受けるわけですか。それとも、もう止めちゃう。それはできないですよね。ちょっとそれ、どうなるのか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えさせていただきます。

これまでの部分につきまして放棄をさせていただいたということでございますので、給水等については今後とも続けてまいるということになります。ですから、今後につきましては、きちっと徴収をしていただくような形での取り組みがまた求められるかというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。本件は、報告をもって終了します。

---

### 日程第9. 議案第3号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第3号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第3号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和3年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。第1款水道事業費用2億3,568万1,000円から15万円を減額いたしまして2億3,553万1,000円。内訳といたしまして、第1項営業費用2億1,272万2,000円から15万円を減額いたしまして2億1,257万2,000円でございます。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費1,619万7,000円を1,604万7,000円に改める。

令和4年3月4日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

今回の補正につきましては、人件費の減額によるものでございます。3ページの給与費明細書のほうを御覧いただきたいと思っております。

この表にありますように、給与改定それから条件変更に伴うものでありまして、期末手当と勤勉手当で13万円の減額。さらに、法定福利費のほうで2万円の減額ということでございます。

これを反映したものが、進んでいただきまして10ページでございます。予算説明書でございますが、見開きの右側、中ほどにありますように、先ほど申し上げました内容を手当と法定福利費に反映いたしまして、水道事業費用総額で15万円を減額するものであります。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第9、議案第3号令和3年度吉賀町水道

事業会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第10. 議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第4号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第4号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,358万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表は、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございます。款6県支出金項1県負担金・補助金5億8,856万5,000円から6万5,000円を減じまして、5億8,850万円。款8繰入金項1他会計繰入金8,900万4,000円から10万8,000円を減額いたしまして、8,889万6,000円。これに伴う歳入合計は7億9,375万6,000円から17万3,000円を減額いたしまして、7億9,358万3,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費項1総務管理費3,415万9,000円から10万8,000円を減額いたしまして3,405万1,000円に、徴税費125万2,000円から6万5,000円を減じまして118万7,000円。これに伴う歳出合計でございます。7億9,375万6,000円から17万3,000円を減額いたしまして7億9,358万3,000円となるものでございます。

6ページに進んでいただきまして、まず、歳出の事項別でございますが、今回の補正につきましては、先ほどと同様に給与改定に伴うものでございます。1款総務費1項総務管理費の目1の一般管理費でございます。2,511万3,000円から10万8,000円を減じまして2,500万5,000円。内訳といたしまして、職員手当から9万1,000円、共済費から1万7,000円それぞれ減額するものでございます。

1款総務費2項徴税費目1賦課徴収費でございます。125万2,000円から6万5,000円を減じまして118万7,000円とするものでございます。職員手当からの減額でございます。

なお、詳細につきましては、後段7ページから11ページで給与費明細をつけておりますので、そちらのほうを参照していただきたいと思います。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。今の経費についての財源調整をするものでございます。6款県支出金1項県負担金・補助金で、目1保険給付費等交付金5億8,856万5,000円から6万5,000円を減じまして、5億8,850万円、特別交付金の調整でございます。

8款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金8,900万4,000円から10万8,000円を減額いたします。これによって8,889万6,000円とするものでございます。職員給与費等の繰入金で調整するものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても、詳細説明はありません。提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第10、議案第4号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第11. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第5号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第5号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,056万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,811万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料項1後期高齢者医療保険料6,644万2,000円に138万

6,000円を追加いたしまして、6,782万8,000円、款4繰入金項1一般会計繰入金1億8,771万2,000円から1,194万6,000円を減じまして、1億7,576万6,000円。これに伴います歳入合計でございます。2億6,867万3,000円から1,056万円を減じまして2億5,811万3,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金項1後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2億6,549万3,000円から1,056万円減額いたしまして、2億5,493万3,000円。これに伴います歳出合計2億6,867万3,000円から1,056万円減額いたしまして、2億5,811万3,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは失礼いたします。議案第5号の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらの納付金1,056万円の減額でございます。こちらにつきましては、令和3年度の当初予算のほうで計上させていただきました広域連合に納付いたします、いわゆる保険料の軽減部分、それを補うための保険基盤安定負担金がございますけれども、こちらのほうの当初の金額が、令和3年度の納付金額が確定したことによりまして減額をさせていただいているものでございます。

それで、続きまして歳入のほうでございます。5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、款1後期高齢者医療保険料、こちらのほうも当初予算金額に対しまして、その後の資格取得等々の賦課の更正を行いました結果、138万6,000円の保険料の増額が見込めるということで、こちらの部分を増額させていただいているものでございます。

続きまして、その下の款4繰入金、一般会計からの繰入金でございます。先ほどの歳出で説明させていただきました保険基盤安定の負担金、一般会計からの全額繰入れでございます。こちらのほうが減額となりましたので、該当する部分を一般会計の繰入金の部分を減額させていただきました。差引きいたしまして、歳入歳出双方でマイナスの1,056万円の減額の予算となっているものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第11、議案第5号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

---

日程第12、議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第6号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第6号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,514万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億200万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款3国庫支出金項1国庫負担金1億8,595万7,000円から1,071万3,000円を減額いたしまして、1億7,524万4,000円、項2国庫補助金1億5,067万2,000円から357万1,000円を減額し、1億4,710万1,000円。款4支払基金交付金項1支払基金交付金3億457万2,000円から1,928万3,000円を減額し、2億8,528万9,000円。款5県支出金項1県負担金1億6,689万4,000円から1,249万8,000円を減額し、1億5,439万6,000円。款7繰入金項1他会計繰入金2億2,845万7,000円から907万6,000円を減じて、2億1,938万1,000円。これに伴う歳入合計は12億5,714万8,000円から5,514万1,000円を減じまして、12億200万7,000円でございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費項1総務管理費4,905万5,000円から10万8,000円を減額いたしまして4,894万7,000円。3、介護認定審査会費1,387万4,000円から4万円を減額し、1,383万4,000円。款2保険給付費項1介護サービス等諸費9億6,839万5,000円から7,141万7,000円を減額いたしまして8億9,697万8,000円。款7予備費項1予備費1,788万4,000円に1,642万

4,000円を追加いたしまして3,430万8,000円。

これに伴う歳出合計でございます。12億5,714万8,000円から5,514万1,000円を減額いたしまして、12億200万7,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第6号の詳細説明をさせていただきます。予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出についてでございます。款1総務費でございますけれども、001のPersonnel費及び003の認定調査費、こちらのほうにつきましては、先ほどより説明をさせていただいております給与改定に伴う減額の部分でございます。

それで、中段のほうにあります款2保険給付費介護サービス諸費の003施設介護サービス給付費でございます。こちらにつきましては、当初予算に計上いたしました、いわゆる介護に必要なサービスに係るお金、こちらのほうが実績のほうで減額となる見込みとなっておりますので、こちらのほうを7,141万7,000円減額をさせていただいているものでございます。

それから、続いて歳入でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど減額となりました施設介護サービス給付費、こちらのほうにはそれぞれ法律で定めます法定負担割合がございますので、その部分に該当する定率を掛けたものをそれぞれ、款3の国庫支出金の国庫負担金、それからその下にあります項2の国庫補助金、こちらのほうを、定率を掛けたものをそれぞれ減額をさせていただいているものでございます。

こちらのほうが、5ページの一般会計の一番下の介護給付費繰入金、こちらのほうまで定率で掛けさせていただいたものが減額となっております。

それで、一番最後にありますのが、先ほどの給与改定に伴う減額分の一般会計からの繰入金10万8,000円を減額させていただいているものでございます。

それと、6ページのほうにも同様に、事務費繰入金該当部分の4万円の減額も計上させていただいているものでございます。

それによりまして、歳入歳出差引きいたしましたところ、1,642万4,000円ほど財源に余裕が出てまいりますので、こちらのほうを7ページの歳出の予備費のほうに充当させていただく内容となっているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。



○議員（10番 中田 元君） 今の説明でちょっと、7ページの施設介護サービス給付費の7,100万円の金額ですけど、結局あれですか、介護を受ける方が減ったという認識なのか。ちょっと自分、解釈が分からなかったんですが、その辺のところをもう1回お願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

施設介護費、要は減少の理由というふうな質問ではないかというふうに思っております。

減少した主な理由といたしましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、要介護を受ける方が減ったというようなところ。こちらのほうにつきましても、これまで毎月要介護認定者数の推移を議会資料のほうに掲げさせていただいておりますけれども、特別会計の状況報告書、こちらのほうの208ページのほうに記載させていただいております。要介護認定者数、こちらのほうも減少傾向にあり、介護の必要な方が減少しているというような御指摘はそのとおりではないかというふうに思っております。

それと、議会資料、先ほどの特別会計状況報告書の210ページのほうにございます施設介護の実際の受給者の方、利用されている方、こちらのほうにつきましても、令和2年の10月146人であった方々が令和3年の9月126人ということで20人ほど減少しているという状況にあります。

こういった利用される方々の減少によりまして、給付費のほうが下がってきているという状況にあるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第12、議案第6号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第13. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第7号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第7号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,376万7,000円

とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正、歳出でございます。御覧いただきたいと思えます。

款1総務費項1施設管理費4,180万5,000円。増減はございません。補正後も同額でございます。歳出の合計が6,376万7,000円。補正後増減なくて同額ということでございます。

内訳等につきましては、所管いたします柿木地域振興室の室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） そういたしますと、令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

3ページを御覧いただきたいと思えます。歳出についてでございます。

款1総務費項1施設管理費1一般管理費についてでございます。001人件費は一般職の人件費4万6,000円の減額、及び002一般事務管理費、任用職員の期末手当3万円の減額。これについては、給与改定によるものでございます。

続きまして、公課費でございます。510万1,000円の減額でございます。これは、当初、消費税の中間納付分として、年額の4分の3の納付があるというふうに想定をしておりました。しかし、確定をしました国税分につきましては400万円未満であったということから、中間納付分が2分の1に減額となりました。

また、昨年度の中間納付分について、今年度は不要ということになりまして、本年度の納付額が確定をしたというところで、併せて減額としたものでございます。

続きまして、2財産管理費でございます。003維持管理費の建設工事費につきましては、入札減等の不用額のほうを85万円減額したものでございます。

今までの減額に伴いまして、004の基金積立金でございまして、余剰分を積立てに回したものでございまして、602万7,000円の増額となりまして、トータルでプラスマイナスゼロということになったものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第13、議案第7号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第14. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第8号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第8号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億599万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表、地方債補正による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金1億2,312万6,000円から4万5,000円を減額し1億2,308万1,000円。

款7町債、項1町債4,220万円から270万円減額し3,950万円。

これに伴う歳入の合計でございます。2億873万9,000円から274万5,000円を減額し2億599万4,000円でございます。

2ページは、歳出でございます。

款1下水道事業費、項1総務管理費2,064万2,000円から270万円を減額し1,794万2,000円、項2施設管理費3,787万円から4万5,000円を減額し3,782万5,000円。

これに伴う歳出の合計は2億873万9,000円から274万5,000円を減額し2億599万4,000円となるものでございます。

続いて、第5表の地方債補正でございます。

起債の目的、1、下水道事業債、補正前限度額4,220万円を3,950万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法、補正前後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと

思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第8号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

7ページ、歳出のページをお開きいただきたいと思います。

1款下水道事業費、1項総務管理費、目1総務管理費でございます。

説明欄を御覧いただきたいと思います。003地方公営企業法適用化事業費270万円の減額でございます。この部分につきましては、令和4年度から下水道事業を地方公営企業一部適用に関し公営企業会計の導入に係りましてシステムを導入いたしました。この部分につきまして入札減が発生いたしましたので、その不用になりました部分の270万円を減額させていただくというものでございます。

それから、その下でございます。

1款下水道事業費、2項施設管理費、目1施設管理費でございます。

説明欄を見ていただきまして、001人件費でございます。これにつきましては、先ほどから出ております、給与改定に伴います減額部分4万5,000円でございます。

ページを戻っていただきまして、歳入、6ページでございます。

1款繰入金、1項他会計繰入金でございまして、目1一般会計繰入金でございます。給与改定分に伴います4万5,000円について対応した部分につきまして減額をするものでございます。

それから、その下の町債でございます。

公営企業会計適用事業といたしまして270万円不用額分を落としました。この分に対応する金額を町債から減額するものでございます。

以上、詳細説明に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第14、議案第8号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

## 日程第15. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第9号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第9号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,177万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表、地方債補正による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金5,885万9,000円から107万円を減額し5,778万9,000円。

款7町債、項1町債330万円から60万円を減額し270万円。

これに伴います歳入合計7,344万4,000円から167万円を減額し7,177万4,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。

款1農業集落排水事業費、項1総務管理費425万9,000円から60万円減額し365万9,000円、項2施設管理費2,646万4,000円から107万円減額し2,539万4,000円。

これに伴います歳出の合計であります7,344万4,000円から167万円減額し7,177万4,000円となるものでございます。

3ページは、第5表の地方債補正であります。

起債の目的、1、下水道事業債、限度額、補正前の330万円を補正後において270万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと思っております。

なお、事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第9号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項総務管理費、目1総務管理費でございます。

説明欄を見ていただきたいと思います。003地方公営企業法適用化事業費でございます。この分につきましては、先ほど下水道の減額のほうでも説明をさせていただきましたけれども、公営会計の導入に伴いますシステム費、この部分について入札減が発生をいたしましたので、下水と農集、割合をもって減額をしたものでございます。ちなみに、全体の割合としましては8対2の割合で比を分けているというものでございます。

続きまして、その下でございます。

1款農業集落排水事業費、2項施設管理費でございます。

まず、001の人件費でございますけれども、これにつきましては、先ほどから出ております給与改定分に伴います職員1名分の給与の減額ということでございます。7万円でございます。

その下の委託料でございます。100万円の減額ということで、003処理場管渠管理費ということで、施設管理委託料から100万円を減額するというものでございます。これにつきましては、施設を管理していただきます業者がおります。この分につきまして入札減が発生をしております。年度末を迎えまして、この部分について、大体、事業のところでもどが立ちましたので、この100万円を減額させていただくというものでございます。

ページを戻っていただきまして、6ページでございます。

1款繰入金、1項他会計繰入金でございます。

一般会計から繰入金を107万円減額するものでございます。これにつきましては、給与費、それから施設管理委託料100万円、これに対応するものでございます。

その下でございます。

町債でございます。町債につきましても、システム導入の減額分、これに対応します金額を60万円減額するというものでございます。

以上、詳細説明に代えさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第15、議案第9号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質

疑は保留をしておきます。

---

### 日程第16. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第10号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第10号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,104万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,330万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表、繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第5表、地方債補正による。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1億870万4,000円に3,678万円追加し1億4,548万4,000円。

款10地方交付税、項1地方交付税33億8,945万6,000円に2億7,938万2,000円を追加し36億6,883万8,000円。

款12分担金及び負担金、項1分担金1,951万5,000円から2万5,000円を減額し1,949万円。

款14国庫支出金、項2国庫補助金8億1,867万9,000円に953万9,000円を追加し8億2,821万8,000円。

款15県支出金、項1県負担金2億1,820万4,000円から1,149万8,000円を減額し2億670万6,000円。項2県補助金1億7,662万円から1,764万2,000円を減額し1億5,897万8,000円。

款17寄附金、項1寄附金1,001万円に300万円を追加し1,301万円。

款18繰入金、項1基金繰入金5億7,036万6,000円から3億8,030万円を減額し

1億9,006万6,000円。

款20諸収入、項5雑入1億9,001万円に282万1,000円を追加し1億9,283万1,000円。

款21町債、項1町債13億667万5,000円に3,690万円を追加し13億4,357万5,000円。

これに伴います歳入合計82億1,435万円から4,104万3,000円を減額し81億7,330万7,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,117万3,000円から89万1,000円を減額し7,028万2,000円。

款2総務費、項1総務管理費9億7,096万9,000円に8,705万6,000円を追加し10億5,802万5,000円。項2徴税費5,791万5,000円から521万8,000円を減額し5,269万7,000円。項3戸籍住民基本台帳費2,663万5,000円から183万4,000円を減額し2,480万1,000円。項4選挙費4,846万4,000円から1,697万9,000円を減額し3,148万5,000円。

款3民生費、項1社会福祉費12億7,346万1,000円から4,256万6,000円を減額し12億3,089万5,000円。項2児童福祉費6億670万7,000円から470万9,000円を減額し6億199万8,000円。項3生活保護費8,691万9,000円から2万4,000円を減額し8,689万5,000円。

款4衛生費、項1県衛生費4億7,298万5,000円から516万円減額し4億6,782万5,000円。項2清掃費2億1,430万1,000円、増減がございません、同額でございます。

款6農林水産業費、項1農業費6億2,678万4,000円から2,710万1,000円を減額し5億9,968万3,000円。項2林業費1億5,293万5,000円から32万1,000円を減額し1億5,264万1,000円。

款7商工費、項1商工費4億8,654万9,000円から2,397万3,000円を減額し4億6,257万6,000円。

款8土木費、項1土木管理費1億9,937万3,000円から1,384万4,000円を減額し1億8,552万9,000円。項2道路橋梁費2億5,718万9,000円に2,099万5,000円を追加し2億7,818万4,000円。項3河川費3,459万7,000円、増減ございません。項5住宅費1億7,551万6,000円から445万2,000円を減額し1億7,106万4,000円。



款9消防費、項1消防費5億5,863万8,000円に2,692万6,000円を追加し5億8,556万4,000円。

3ページでございます。

款10教育費、項1教育総務費2億9,801万2,000円から1,851万8,000円を減額し2億7,949万4,000円。項2小学校費1億3,476万4,000円から315万5,000円を減額し1億3,160万9,000円。項3中学校費4,677万6,000円から518万4,000円を減額し4,159万2,000円。項4社会教育費1億5,802万1,000円から183万5,000円を減額し1億5,618万6,000円。項5保健体育費8,192万3,000円から25万6,000円を減額し8,166万7,000円。

款12公債費、項1公債費8億8,722万1,000円、増減ございません、同額でございます。

これに伴います歳出合計82億1,435万円から4,104万3,000円を減額し81億7,330万7,000円となるものでございます。

4ページは第3表の繰越明許費でございますが、事業名と金額だけを読み上げます。

人事管理事業132万円、電算管理費227万6,000円、番号法関連システム運営管理費337万2,000円、子育て世帯への臨時特別給付金100万円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援42万円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業92万円、ハウス等整備事業300万円、農村地域防災減災事業2,466万4,000円、災害被害森林復旧対策事業補助金43万3,000円、道路新設改良単独事業3,577万2,000円、道路新設改良補助事業2,100万7,000円、橋梁新設改良補助事業4,869万1,000円、河川改良単独事業975万7,000円、特別教室空調整備事業3,782万9,000円、現年補助災害復旧事業2,000万円、現年補助災害復旧事業、これは林業のほうでございますが4,810万円。

続きまして、第5表、地方債補正でございます。

起債の目的、1、過疎対策事業債2億8,150万円の限度額を2億9,340万円、2、合併特例事業債4億6,050万円を4億7,440万円、3、公営住宅建設事業債9,340万円を9,280万円、4、緊急自然災害防止対策事業債620万円を510万円、5、緊急防災・減災事業債2億7,250万円を2億8,530万円、それぞれ補正後に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前後で変更ございませんので、お読み取りをいただきたいと思えます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

説明については、歳入は午後にして歳出のみ行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第10号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）について説明申し上げます。

予算書につきましては、まず、4ページをお開きください。

先ほど説明がありましたけれども、第3表として繰越明許費を提示させていただいております。この繰越明許費の内容につきましては、参考資料の1ページから3ページにその概要についてまとめておりますので、御確認、中身のほうをお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、予算書、進んでいただきまして、31ページをお開きください。

給与費明細書でございます。31ページの上に特別職、それから下半分からは一般職ということとまとめさせていただいております。総じて減額というような状況で計上させていただいておりますというところでございます。

減額の理由といたしましては、先ほど来、出ておりますとおり給与改定、それから事業の進捗、そうしたものに合わせる形で数字のほうを調整させていただいているというところでお読み取りをいただければと思います。

なお、31ページの上の段、特別職の表です。比較のところの職員数134人の減というところを示しております。内容について補足をさせていただきますと、これについては選挙関係者の人数が主なものでございます。選挙における投票管理者、投票立会人、そうしたものをこの数字で表しておるところであります。

それから、その下の、2、一般職、（1）総括表、その比較の欄、職員数、括弧で4人の減というところがあるかと思えます。これにつきましては、地域おこし協力隊を導入すべく進めてまいりましたけれども採用には至らなかったところがございまして、その部分の人数を計上しているというところでお読み取りをいただければと思います。

それでは、戻っていただきまして、13ページでございます。

13ページの中ほどからです。総務費、総務管理費、1一般管理費、003人事管理事業費でございます。ここに療養補償282万1,000円の予算計上があるかと思えます。

内容につきましては、消防団員の公務災害補償に係るものでございます。団員さんが消防活動中におけがをなされたというところがありまして、その補償費を計上しておるところです。これについては同額がまた後ほど歳入のところ計上しておるところでございます。

それから、次のページに進んでいただきまして、14ページに入ります。

中ほどです。総務費、総務管理費、5財産管理費です。008基金積立金1億223万1,000円の計上があるかと思えます。

その内訳については、その下に書いてあるとおりでございますが、減債基金積立金として9,923万1,000円予算計上、これにつきましては普通交付税の見込額の確定に伴うものというところでの調整をしているというところでございます。

その下の地域福祉基金積立金200万円、ふるさと応援基金積立金100万円、これはそれぞれ後ほど出てまいりますけれども、一般寄附金とふるさと納税による寄附金、そうしたところの内容というところでお読み取りをください。

それから、その下に下がって、8電算管理費です。007番号法関連システム運営管理費337万2,000円ということで、この部分につきましては、先ほど申し上げた繰越明許費の中にこの部分が載っておるわけなんですけれども、システム開発設計委託料ということで、内容といたしましては、転入・転出手続ワンストップ化対応ということで、国のほうからこうした改修の要請が年度末にかけてあったというような状況がございまして、このたび予算化をさせていただいたというところでございます。

それから、次のページにお願いいたしまして、15ページに入ります。

上のところからですが、10自治振興費、004地区組織活動費855万8,000円の減額であります。ここに会計年度任用職員というところで581万8,000円の減額があるかと思っております。給与費明細書でもお話をいたしましたけれども、公民館主事の2人体制ということで、その2人目の採用に当たっては地域おこし協力隊の制度を使うというような考えもありましたが、結果として採用に至らないという状況がございまして、今回、減額をしているという内容でございます。

それから、下がっていただきまして、13定住推進費、それからその下の14生活安全対策費、それぞれ補助金等を減額しておりますけれども、これらは実績の見込額による調整ということでございます。

それから、さらに進んでいただいて、16ページの下から、選挙費、17ページにまたがっておりますけれども、昨年、執行いたしました町長町議会議員選挙費につきましては、結果的に無投票ということになりましたので、その部分について不用な部分の減額をいたしておるところでございます。

それでは、さらに進んでいただきたいと思っております。17ページの下から18ページにかけての話です。

民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、18ページの右上でございまして、010住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費2,016万2,000円の減額でございます。これについては同額が歳入予算で計上してございます。

次のページに進んでください。19ページに入ります。

中ほどです。民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、012子育て世帯への臨時特別給付金事業費300万円の減、これについては金額の確定というところでの減額でございます。

それから、進んでいただきまして、21ページでございます。

中ほどからです。農林水産業費、農業費、1農業委員会費です。002農業委員会総務費、ここに機械器具費92万円の予算計上があるかと思えます。これについても繰越明許の中に示しておる部分でございまして、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業という、こういう事業名をつけていますけれども、内容的にはタブレットの購入、そうしたものであります。また、資料等で内容の御確認をお願いしたらというふうに思えます。

それから、21ページの下です。

下がっていただきまして、3農業振興費、002農業振興総務費でございます。総額としては1,752万4,000円の減額があるかと思えます。これが次のページにまたがっておりますけれども、事業の進捗に合わせて数字の調整をさせていただいておるところでございます。

22ページに入っております、中ほど、4農業振興施設費です。003農業振興施設管理費、それから、その下の004農業振興施設整備事業費、これは同一施設でございまして、柿木ふれあい会館ということです。003についてはいわゆる維持管理経費、004についてはこのたびの改修工事に係る部分ということでの数字調整でございます。

それでは、次のページに進んでいただきまして、23ページであります。

林業費でありまして、2の林業振興費であります。002林業振興総務費のところの災害被害森林復旧対策事業補助金9万5,000円の予算計上があるかと思えます。これについては、作業道の復旧支援に係るものという内容でございまして、歳入も同予算で計上してあるというところでございます。

それから、23ページの下ですけれども、商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費、さらに次のページに進んでいただきまして、3都市農村交流費、002都市交流推進事業費、減額がしてございますが事業の進捗状況に合わせてそれぞれ結果として減額をするという内容でございます。

さらに進んでいただきまして、25ページです。

中ほどからになります。土木費、道路橋梁費、1道路橋梁維持費です。005除雪費、除雪委託料として2,000万円の予算計上があるかと思えます。今年の冬と言いますか、そうしたところでの降雪の状況、これまでの除雪の状況、そうしたものを見まして2,000万円の予算計上をさせていただいたということでございます。

それから、その25ページの中段から下です。

土木費、道路橋梁費、2道路橋梁新設改良費でございます。003道路新設改良単独事業費、

改修工事費として300万円の予算計上、これについては町道朝倉真田線道路改良工事というものでございます。

さらに、その下です。004道路新設改良補助事業費、建設工事費と県営事業負担金2,100万7,000円、同額でそれを減額するという内容で予算計上しております。町道山根線改良事業に係るものでございます。これについては、事業の進捗に合わせて繰越予算というところも入っております。一覧表の中にその内容については書き込んでおりますので、お読み確認をいただければと思います。

それから、006橋梁新設改良補助事業費です。施設管理委託料、測量設計委託料、建設工事費、これらについて数字調整させていただいておりますけれども、一番下の建設工事費537万3,000円であります。これについては、町道皆富線大橋橋の改修工事に係るものということございまして、これも繰越の表の中にその内容が入ってくるというものでございます。そのようにお読み取りをいただければと思います。

次のページにいていただいて、26ページです。

中ほど、土木費、住宅費、1住宅管理費です。002公営住宅等管理費、補修工事費として379万2,000円の減額がしてございます。内容につきましては、沢田中原住宅の広場整備工事というものでございます。これについては地元との調整がまだ結論に至っていないということから、今回、減額をさせていただくというものでございます。

それから、その下の2住宅建設費、002公営住宅整備事業費、設計委託料66万円の減額、内容につきましては、新横立団地の実施設計業務に係るものでございます。

それから、予算書26ページの一番下です。

消防費、消防費、4防災費、004防災設備等整備事業費、建設工事費として1,349万8,000円の予算計上、内容につきましては、先日、2月25日の全員協議会で防災無線の整備事業について説明を申し上げました。その部分というところでお読み取りをください。

それから、次の27ページに移ります。

教育費、教育総務費、2事務局費でございます。右側の中ほどですが、002事務局総務費であります。業務運営関係委託料500万円の減額というところがあるかと思っております。内容につきましては、GIGAスクールに関わるものでございまして、その部分での減額をしておるところです。

さらに、その下、003事務局施設費、改修工事費で176万円の減額、これについては、旧蔵木中学校の体育館屋根改修工事を進めてまいりましたけれども、不用額を減額するものでございます。

それから、進んでいただきまして、28ページです。

中ほど、教育費、小学校費、1小学校管理費、005小学校施設整備事業費、設計委託料で182万2,000円の減額がしてございます。内容は、蔵木小学校の改修設計に係る部分というものでございます。

それから、28ページの下ですが、教育費、中学校費、1中学校管理費、003中学校事務局管理費、中学校体育大会出場補助金390万8,000円の減額がしてございます。コロナウイルス感染症の影響というところでの減額というところでお読み取りをいただければと思います。

進んでいただきまして、30ページでございます。

30ページの上ですが、教育費、保健体育費、1保健体育総務費です。003保健体育施設費ということで、改修工事費として66万6,000円の減額がしてあるかと思えます。これについては、高圧遮断器の更新を予定しておりましたけれども、部品の納品が間に合わないというような状況がありましたので、これについては全額減額をさせていただいたというものでございます。

それでは、歳出については以上です。

○議長（安永 友行君） 以上、説明については全部済んでおりませんが、歳入については午後に行うということで、ここで昼休み休憩にします。休憩します。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

議案第10号の令和3年度吉賀町一般会計補正予算の詳細説明が残っておりますので、引き続き野村総務課長のほうから説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは説明を続けさせていただきます。

午前中の歳出のところの説明で、2か所ほどいささか説明不足の感があったようですので、補足をさせていただければと思います。

予算書は27ページでございます。

教育費、教育総務費、2事務局費の中ですけれども、002事務局総務費、業務運営関係委託料500万円の減額があるかと思えます。内容については、GIGAスクール構想の計画変更に伴うものというものでございます。

それから、もう1つですが、進んでいただきまして30ページです。

教育費、保健体育費、1保健体育総務費、30ページの右上ですが、改修工事費で66万6,000円の減額があるかと思えます。高圧遮断器の更新工事費、これを減額するものというふうにお話をさせていただきました。施設名を申し上げておりませんでしたので申し上げますと、

これは、町民六日市体育館でございます。大変失礼いたしました。

それでは、戻っていただきまして、歳入予算のほうを説明をさせていただきます。

ページは、8ページまでお戻りください。

上から参りますと、地方消費税交付金、地方消費税交付金、1地方消費税交付金ということで3,678万円の予算計上。これにつきましては、交付見込額の通知がございまして、その金額に合わせた予算計上というところでございます。

下がっていただきまして、地方交付税、地方交付税、1地方交付税です。普通交付税、それから特別交付税、それぞれ数字計上しております。まず、普通交付税につきましては、決定額に合わせて調整をさせていただいているものというところ。それから特別交付税については、減額してございますが、内容的には、歳出で申しあげました地域おこし協力隊の歳出減に伴うものが主な内容というところでお読み取りをください。

下がっていただきまして、国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金、この中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,264万1,000円です。内容につきましては、2月8日の全員協議会でその実施事業等については御説明を申しあげたところでございます。それに係るものというところでお読み取りをください。

それから、その下の2民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。2,016万2,000円の減額。これは、歳出で、社会福祉総務費のところと同額予算を減額させてもらいましたけれども、その内容というところでお読み取りを頂ければと思います。

次のページに進んでください。9ページです。

同じく、2民生費国庫補助金です。子育て世帯への臨時特別給付金事業費給付費補助金300万円の減額がしてございます。これについては、実績に伴う減額というところであります。

それから中ほどです。県支出金、県負担金、1民生費県負担金、それから、その下の4土木費県負担金、それぞれ事業実績額の確定というところ、実績の見込み、そうしたところから減額をしておるというところでお読み取りください。

それから、その下の県支出金、県補助金、1総務費県補助金、2民生費県補助金、5農林水産業費県補助金、次のページに行ってください、6商工費県補助金、これらにつきましては、事業の進捗状況、実績、そうしたものから、およそ減額をさせていただいておるという内容になっているというところでございます。

それから、10ページに入っております、ちょうど中ほどに、寄附金、寄附金、1寄附金、一般寄附金と指定寄附金、それぞれ200万円と100万円の予算計上がしてあるかと思っております。歳出のところでは申しあげました基金積立金のところで御説明した内容というところで見いただければと思います。

それからその下です。繰入金、基金繰入金、1 財政調整基金繰入金、3 ふるさと創生基金繰入金、次のページに行きまして、4 ふるさと応援基金繰入金、5 地域福祉基金繰入金、8 まちづくり基金繰入金、これらにつきましては、このたびの補正予算に係る財源調整というところで見ていただければと思います。

1 1 ページの中ほどです。諸収入、雑入、1 2 消防費雑入です。消防団員等公務災害補償等共済基金共済金 2 8 2 万 1, 0 0 0 円。歳出のところ、人事管理事業費のところ、消防団員の療養補償費、これ、同額ですけれども、説明を申し上げましたその部分というところでお読み取りをください。

それから、1 1 ページ、下がっていただきまして、町債、町債、1 過疎債、3 合併特例事業債、次のページに行ってくださいまして、1 0 土木債、1 1 消防債、それぞれ今回の補正予算に当たりまして財源調整をさせていただいておるというところでお読み取りを頂ければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありませんか。1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 1 5 ページの、ちょっと説明があったんですが、聞き逃したんで、もう 1 度お聞きしますが……。

○議長（安永 友行君） 1 番議員。マイク使ってください。

○議員（1 番 桜下 善博君） 1 5 ページ、0 0 4 のところで、たしか減額部分が、公民館主事の 2 人分というふうに説明があったと思うんですが、これ、公民館を 2 人体制にするということで募集をかけたが応募がなかったという部分に対しての減額なんですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。ただいまの質問にお答えします。

こちらに係る予算は、議員おっしゃるとおりに、公民館を 2 人体制にするということで、当初のところ、予算計上しておりました。昨年、ところで募集をかけたところ、町内の方が 3 名応募がありました。試験をするに当たって、1 名の方はその前段のところ、辞退をされたということがあります。試験を 2 名の方実施して、結果、1 名の方を採用したというところがございます。その後も引き続いて募集はかけているんですが、今年度内での、それ以上の採用には至っていないということで、今回、その部分を減額をさせていただこうということでございます。

○議長（安永 友行君） 1 1 番、庭田議員。

○議員（1 1 番 庭田 英明君） 関連ですが、結局、5 名のうち 1 名が採用になったという理解でよろしいのでしょうか。

それと、募集の中に、社会教育士の資格を持った人の募集があったと思うんですけど、この



5名の方は、たしか社会教育ではなくて、地域づくりのための2人目の主事ということ、最初の町長の説明では、この制度をつくる時の、2人体制にするというときの説明はそうだったと思うんですけど、社会教育士を募集するということは、その5名・5名の中で、もし社会教育士に応募して募集がなかったときに、最終的には10名になると思うんですけど、その中で、今までの公民館主事と社会教育士の分担が入れ替わる事態もあると認識してよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

今回、公民館を拠点とした地域づくりということで、そういったことを進めていくということで、公民館の主事を2人体制で、まずそれを整えていくということにしております。あくまでも、募集するのは公民館主事ということで、社会教育士というところが出てきておりますけど、これが必須条件ということにはしておりません。採用が整って、各公民館2人体制になった場合、これまでの業務と、新たに地域づくり関係の業務が少し増えてくるということになります。この辺の主事さんを、どちらをどちらの業務に就けるとか、そういったところに関しては、公民館のほうでよく協議をしていただいて、そういった業務に当たっていただくということで、どちらの方がどちらの業務、どちらの方がどちらの業務を、そういう形での採用とかということは今のところ考えていないと。あくまでも主事を募集して主事を採用すると。その役割分担については、公民館のほうで、事務分掌といいますか、そういった形で業務に当たっていただくというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） そうすると、これは例として出すんですけど、旧柿木村のエリアで、自分たちの自由な組織として手づくり自治区というのをつくっていますけど、その事務方を、以前、その公民館の主事をお願いをしたときに、教育委員会のほうから、それは相成らんということがありました。次の2人体制になったとき、地域づくりと社会教育を推進していくんだということであれば、その辺のところはどのように解釈したらよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

今議員がおっしゃられるのは、地域にある地域活動組織の事務局の事務を主事というふうに解釈したんですけど、教育委員会のほうでは、その主事を2人体制にして、その方に地域活動組織のその事務局の業務、そういったことに従事していただくというふうには考えておりません。公民館を核として、地域づくり、社会教育ももちろんですが、実施していくんですけど、その地域づくりを進めていくに当たっては、やはり、地域活動組織等も必要になってくるというふうには思っておりますが、目指すのは、あくまでも、住民が主体となった地域活動、地域づくりとい

うふうに思っております。そういったところの支援だとかは必要になってくるだろうと思っておりますけど、今のところ、地域活動組織の事務局の業務をその主事の方に担っていただくというふうなことは、ちょっと考えておりません。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 専属で事務局をするということで質問したわけじゃなくて、その仕事の一部分として、できるかできないかということをお聞きしたわけです。

住民自治とかなんとか言われていますけど、実際に自分たちで全部しろというのは、これだけ高齢化が進んだ中で、とてもじゃないけど、それはするなというようなことと等しいと思うんです。

ですから、その自治意識を、こう、高めて、地域のことは行政と協働でやっていくという姿勢でないと、なかなか。地域のことは地域でやれ、それが自立という言うんならそうでしょうが、そんな状況にないというのは御存じなはずですので。その辺のところ、事務局にどっぴりというのではなくて、その主事の仕事の一環としてそういう住民自治に対して手助けをする、その業務ができるかどうかということをお聞きしておるわけです。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、議員さんのおっしゃられたことにお答えしたいと思います。

今、教育委員会としては、企画課と一緒に、人づくり、地域づくりということで、公民館を中心にいろいろな方策を考えているところでございます。

今議員さんのおっしゃられた、地域づくりを全て地域の人がするとちょっとなかなか無理があるっていうふうなところの御意見で、そのほんの一部でもその主事さんに手助けしていただけないかというふうなお気持ち、お考えではないかと思えます。

そのところは、地域の中で、公民館がどういうふうに手助けしていくかっていうところは、まだまだ未知数のところもございます。

ですので、今賜った意見については、また持ち帰って、どういうふうな手助けがしていけるか。公民館で言うと「伴走」っていうふうな言葉を使うんですけども、どういうふうにしていけるかというのは、お考えを伺いましたので、また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 13ページで、先ほどの003で消防団員の公務災害の療養補償ということで計上されておりますが、ちょっと初めて聞いたんですが、いつ頃、どのような状況で、どういう傷病に遭ったのかを、もう少し詳しく。それとまた、予防策、どういうふうなことをされるのか、その辺を詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 発生時期を先に申し上げますと、発生時期につきましては、平成30年の1月28日です。この日に、文化財防火訓練というもの、毎年、例年やっておりますけれども、そこに参加するということで、その該当消防団員が所属する団の消防車庫に、——消防車両に乗って現場に来るということになりますけれども、その車庫の前が、その時期凍結をしております、そこで転倒をしたということでもあります。そこから、疾病というんでしょうか、病名というんでしょうか、そうしたところが、1つは、ちょっと、こう、医療用語なのであれですけれども、頸椎症性脊髄症。捻挫というか、損傷というふうな意味合いだと思いますけども、そうしたところ。それから、右肘のこの、これもまた損傷というふうな意味合いで取るんだろうと思うんですけども、そうしたことが起こったということです。

時期的には、数年もう時期が経つんですけれども、時間が経った理由といたしましては、結果として、2つの病院に通院されてきておたということです。1つ目の病院でまずかかられていて、それが終了というか、今度、手術をしなければならぬというような状況になって、その病院では手術ができない。ですから、次の病院に移って手術を行っておられるということです。

こうした経過をたどっているの、時間的にはこれぐらいかかっているというようなことであります。状況としては、これまでの経過というか、状況は以上のとおりであります。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） これ、説明が多分なかったと思うんですけど、29ページの社会教育施設費の中で、サクラマス交流センター管理費66万7,000円が減額してありますが、理由はなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書29ページの中ほど、003サクラマス交流センター管理費66万7,000円の減額ですね。

こちら、閉めさせてはいただいておりますけれども、あそこで幾人か、調理員さんとか、雇用をしております。その方に係る期末手当の減額部分という、こういうふうに見ていただければと思います。

このたびの補正予算、いろいろなところでこうした減額が出てまいりますけれども、最初に私申し上げたとおり、人件費に係っては、給与改定で、いわゆる一般職員、それから、その中にいわゆる私ども正規職員と、それから会計年度任用職員、この方々も同率で給与の額が下がってきますので、その内容を反映させているというところで見えていただければと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） たしか、そこは7名の体制でやっておられると思うんですけど、

この減額は、給料の減額による66万7,000円の減だというふうに解釈してよろしいんですか。誰かが辞められたからこういう数字が出たわけじゃないんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 期末手当の支給率が、昨年、条例改正をお願いして御可決いただきましたけれども、0.15月分下がったと。これについては、先ほど来申し上げているとおり、正規職員、それから会計年度任用職員、そうした方々がそれらの影響を受けるということになってまいります。

それで、この期末手当、ちょっと私もそれぞれ詳細にはここでは把握はしていませんけれども、単純に、今現に雇用されていて期末手当の額が下がるということが大多数です。

ですが、先ほど教育委員会の話にもありましたけれども、会計年度任用職員を雇用しようとして、結果として雇用できないというような、こういう状況も発生します。そうしたときには、またこういうふうな数字調整はさせていただいているというようなこともございます。大多数については、支給率の変更に伴う減額ということで見ただけだと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 26ページです。002で公営住宅等管理費で補修工事費ということで、先ほど、沢田の中原住宅の広場の補修工事ということがあったんですが、結構金額も大きいんですが、これは、これだけかからなかったのか減額したのか、それとも、住宅の人との話合いがあつてなかなか……。じゃなかったですかね。（発言する者あり）

それで調整がつかんで減額ということなんですけど、もう少し、どういうふうなことが問題になったのか。ちょっと、減額費が大きいので、どういうことが調整つかなかったのか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 御質問にお答えします。

この補修工事費という名目ですけども、これは、先ほど総務課長の説明にもありましたように、中原地区——以前、沢田住宅が建ったところですけども、そこを解体撤去して、今、空き地になっております。以前からあそこに広場を造ってほしいという要望で、昨年、予算化をさせていただいたという経過でございます。

その後、昨年から要望が出ておりました地区の集会所の問題がございました。一旦は取り下げということで、取り下げてあったわけなんですけども、今年になりまして、またそういう要望が出てきたと。総務課長と、それから、集会所を担当している企画課長と、それと私のほうで、地元の代表の方といろいろお話しをしたところ、集会所を建ててほしいという要望がありました。一旦取り下げたんですけども、また再度要望というのが、何度か、今年度、実はありまして、まだ

最終的な結論に至っていないというところで、本年度の広場の整備については断念したという状況であります。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ということは、最初は集会所を造るということでこの工事費を予算計上しておったが、結局は、なかなか決着がつかないということで減額になったということでしょうか。（「広場」と呼ぶ者あり）

ああ、広場。さっき集会所って言ったよ。（「広場」「集会所」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 栩木課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） すみません。当初、ここに造ろうとしておったのは、広場の整備でございます。地元の要望があったのが、あの位置に地区の集会所を建ててほしいという要望があったというところなんです。

うちとしては、まだ、今、協議中というところで、今回、補正で取り下げるという形にさせていただいております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ちょっと後戻りするようになりますが、先ほどの消防団員さんのけがの件にちょっと付随しまして、関連なんですけど、今年度計上されたということは、これは頸椎の損傷等々があるということもお聞きしましたが、後遺症等あるのかどうなのかちょっと分かりませんが、結局、それも今後計上されないといいますか、補償はしないということで、解決したということで計上されたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 一定の治療行為というふうに言ったらいいと思うんですけども、それについては、一定の区切りがついたというふうに考えておきまして、その上で、災害補償基金さんと私ども、それから当事者である消防団員と話し合いながら進めて——話し合うというか、そういう認識で今回予算計上させていただいております。

1つ、これまで長引いた、長引いたというか、結果的にこういうある程度の時間を要してしたというところが、今回のそのけがの内容というんでしょうか、頸椎の捻挫とかっていう、非常にこう、それが完治なのかどうなのかというのは非常に難しいところがあるんだろうと思います。ある程度どこかで、事務的には区切りを置いていく必要があるんで、今回、予算計上させていただきましたけれども、今後、何らかの形で、またそこの辺が話として出てくる可能性がないわけではないんだろうというふうには思うところあります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 21ページの下段で、農業振興費で、002農業振興総務費以下マイナス1,752万4,000円となっておりますが、ここは説明なかったと思うんですけど、主に、機構集積協力金315万、そして、水田活用が350万、半農半X426万、次ページ22ページで、同じく上段で、有機農業振興費、この辺が、結構な高額といいますか、結構な金額になっていきますけど、この説明がちょっとなかったと思うんですけど、この、マイナスがこれだけ立ったという要因が分かれば、お願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えさせていただきます。

主には、予定していた事業の取りやめ、あるいは実績に基づく減額でございます。

それから、22ページの有機農業振興費の業務運営関係委託料につきましては、地域おこし協力隊を6月から採用するという事で予定しておりましたけど、募集をかけましたけど採用できなかったということからの減額ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 中止等あったと思いますけど、この21ページの半農半Xについては426万1,000円、この詳細を聞きます。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 半農半X事業につきましては、10名近い方が、いろいろ研修制度を終わられて、次の事業に向かうといったようなところにおいて、半農半X事業っていうのを利用する場合がありますけど、半農半Xを使わずにほかの国の事業にいたりとか、研修制度をさらに延長して行ったりといったようなことから、詳細の、誰が幾ら減額といったところはちょっと資料を持ち合わせておりませんが、そういった内容で、合計してこれだけの減額ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第10号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第17. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第11号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更に  
ついてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第11号益田地区広域市町村圏事務組合同規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、益田地区広域市町村圏事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします企画課長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、議案第11号益田地区広域市町村圏事務組合同規約の変更についての詳細説明をいたします。

本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合から協議を求められているものでございます。

概略は、通訳案内士法に基づく、地域通訳案内士育成等計画に定める事業の実施に関しまして、事務及び登録に関する事務を同組合で共同処理するために、今回、所要の変更を行うものでございます。同法の規定に基づきまして、今回、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の4ページ、5ページ、それと6ページ、7ページに詳細説明をしております。

まず、6ページ、7ページを御覧くださいませ。

これは、先般行われました同組合での全員協議会の資料として作成されたものでございます。

1、これまでの経過、2、当面の課題、3、今後の対応についてということで、概要を記載されております。

その概要につきまして、説明させていただきます。

まず、1、これまでの経過でございますが、地域通訳案内士の制度につきましては、これまで、地域活性化総合特区、いわゆる特区の特区法ですが、その既成の特別措置を活用して行ってきたところでございます。しかし、平成30年に通訳案内士法が改正されまして、地域通訳案内士というのが全国に展開されたところでございました。

2、当面の課題ということに移らせていただきます。

この改正により、特別措置で行ってきた制度の適用は、本年度、令和3年度をもって終了となることとなっております。したがって、今後、一部事務組合が計画を定め、申請することはできなくなります。その代わりに、構成市町において、地域通訳案内士育成等計画を定めることにより、これに代わることができる。その事務について、一部事務組合が担うことが可能となったと

いうところでございます。

3、今後の対応に移らせていただきます。

この現行制度の継続につきましては、同組合でも検討をなさったところですが、これまでの活動実績やこれからのインバウンド誘客などの面からも、今後も案内士の養成に取り組むこととし、実施体制としましては、先ほどと重複いたしますが、3市町共同で計画を策定、申請し、業務推進につきましては、規約において同組合で行うことを定めることにより制度の継続を図ることとしたものでございます。このため、今回の組合規約の変更を行いたいとのことでございます。

変更の内容について説明いたします。1ページ戻っていただきまして、参考資料4ページ、5ページに新旧対照表を掲載しておりますので御覧ください。

主な改正箇所について説明いたします。

改正案、右側ですが、第3条第3号に、新たに協働するための事業、地域通訳案内士を追加したところでございます。それに伴い、それ以下の号について番号の繰下げを行うのと、11条において、その番号の繰下げによる号の繰下げを変更したというものでございます。

以上で、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。

日程第17、議案第11号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第18. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第12号吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第12号吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願います。



たします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第12号吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

最初に、制定理由を申し上げておきたいと思います。これにつきましては、町長の施政方針の中にも出てまいりましたが、医療対策課の新設による新たな体制整備というところ、これに伴って職員を配置するための任用制度の新たな導入というところで捉えていただければというふうに思います。

この制度内容でありますけれども、条例は法律に基づき制定するというふうになっておりまして、その法律との関係性につきまして、まず資料のほうで説明をさせていただければと思います。参考資料の8ページをお開きください。参考資料の8ページでありますけれども、吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（案）についてというタイトルをつけておるものでございます。その下の表を見ていただきますと、横長に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というところがあるかと思えます。そのまま下がっていただきますと、その内容については法律でまず規定がなされているというところがございます。

この任期付職員の、表でいうところの任用区分というところですが、上から第3条1項の特定任期付職員、第3条2項の一般任期付職員、第4条の4条任期付職員、第5条任期付短時間勤務職員、この四つの任用形態について法律で定めがあるということです。それぞれの職員についての要件はその右側を見ていただきますと、そこに法律に書かれている内容を幾らか要約したものをそこに載せておるというものです。

それからさらにその右側にいっていただきますと、これも法律で定めがありまして、採用方法、任期等ということで、採用については特定任期付職員と一般任期付職員については選考によること。それから4条任期付職員と任期付短時間勤務職員については競争試験、または選考によるもの。その区分でその任期の上限といいますか、それが定められているということです。ここまでは既に法律で定められているところでもあります。この制度を採用するに当たっては、条例で定めて職員を採用することができますよと、こういう関係性になっております。

表の一番右側を見ていただきますと、縦列ですが、町条例（案）ということで、バツ、それから第2条第1項、第2条第2項、一番下がバツというふうに示させていただきました。今回、上程させていただいた条例案については、法律でいうところの一般任期付職員、それから4条任期付職員、この制度を導入するという考え方で条例をつくっているというふうに見ていただければというふうに思います。

その上で、実際の条例案について説明をさせていただきますと、今度すいません、議案のほうに戻っていただいて、条例文そのものを御覧ください。まず第1条であります。ここに書いてあるのは、先ほど申し上げました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、さらには地方公務員法、この法律に基づいて職員の採用等に関し定めますよということが趣旨として第1条に規定をさせていただいているということです。

それから次の第2条です。最初に出てくる第1項といたしますけれども、第2条第1項、ここが法律でいうところの一般任期付職員ということでございます。要件として、そこに第1号、第2号、第3号、第4号というように表現させていただいているということです。基本的にはこの内容については法律の表現、既にこれは法律に表現されておるんですけれども、その内容を条例の中に取り込んでいるというふうに見ていただければと思います。さらに第2条第2項であります。これらは法律でいうところの4条任期付職員というところであります。要件については、そこに表現されておるところなんですけれども、これも法律と同じ内容で、ここに示させていただいておるところであります。

次に、第3条であります。法律でもそれが示されておるんですけれども、任期の特例というものがあまして、条例第2条第2項第1号、その第3条の前段のところですけども、その職員につきましては任期は3年という定めがございます。3年以内というふうに定めがありますけれども、業務の終了時期が延期された場合には5年を超えない範囲で任期を延長することができるということとなっております、その旨ここに記載をしているというところであります。

条例案、次のページにさせていただきますと、次の第4条です。任期の更新についての定めであります。これはあくまでも3年、あるいは5年という、そういう範囲内の任期ということになりますけれども、任期の更新をする際には当該職員の同意を得る必要がありますという、こういうことです。これも法律で、条例で定めておきなさいという、こういうつくりになっておるところです。

さらに次の第5条です。給与に関する特例ということで、基本的には任期付職員、吉賀町職員の給与に関する条例の給料表を適用するところを条例で規定しておくということでございます。

最後に、委任ということで第6条、この条例に定めるもののほか、条例施行に関し必要な事項は規則で定めるということで、今見ていただいておりますのは条例ということになりますけれども、幾らか細かな内容については規則でまた定めをしておくという、こういうことでの条例案でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 誠に単純な質疑ですが、これ年齢とかそういう制限は別にないんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 年齢自体には制限はございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第18、議案第12号吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第19、議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第13号吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第13号吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定についてでございます。

吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第13号吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定について、詳細説明のほうをさせていただきます。

まずこちらにつきましては制定理由ですけれども、先般の2月8日の全員協議会で、担当のほうより詳細説明をさせていただきました。設置目的につきましては成年後見制度の利用の促進に関する法律、こちらの規定に基づきまして、当町におられる様々な方が安心してその権利が守られ、生活していくことをより一層進めていくために、今回、吉賀町成年後見センターの運営協議

会を設置させていただくという内容のものでございます。

第1条のところに、その設置の趣旨を記載をさせていただいております。

第2条、こちらにつきましては協議会で執り行う所掌事務でございます。こちらにつきましては1号から3号までを想定しております。主には、成年後見制度の利用促進に関すること、それからこういった法に規定する成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画の策定及び運営評価に関すること、その他権利擁護に関することを主な内容といたしまして協議を行ってまいりたいという考えでございます。

第3条は、組織についてでありますけれども、こちらの協議会の委員12名以内というところで想定をしております、1号から4号までの内容の方々が町長が委嘱をし、構成をしてみたいという考えでございます。

第4条は任期で、基本的には2年ということ想定しております。

第5条は委員会の役員ということで、会長、副会長を置くという内容でございます。

それから第6条からにつきましては、会議の内容について規定をさせていただいております。

それで、実際こちらの委員につきましては、町長より委嘱ということでございまして、報酬及び費用弁償が発生してまいります。こちらについては第7条で支給をするという規定をさせていただきまして、関連しますところでは附則の第2項のところ、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給条例の一部を合わせて改正をさせていただく内容となっております。

以下、8条においては協議会に専門の部会を置くことができること、それから第9条においては秘密の保持、それから10条のところでは今回の協議会の庶務については保健福祉課のほうで処理をするという内容となっております。

その他については、必要な事項については町長が別に定めるというところの規定となっております。

以上、吉賀町成年後見センター運営協議会の設置条例の制定についての詳細説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この条例の趣旨とか目的はどういうものですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 設置趣旨につきましては、基本的には根拠となりますのは、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づくものでございます。この法律に基づきまして、今、町内で増えております独居の高齢者の方々、あるいは認知症の高齢者の方々、こういった方々の

権利を擁護するために必要な成年後見制度の利用促進が一層図られるように、制度を充実してまいりたいというようなどころから、今回この協議会のほうを設置させていただきたいというふう  
に考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この成年後見人制度の法律があるんじゃないと思いますが、内容は私はよく分からないんですけど、成年後見人。この法律の中に保佐人とか補助人とかいうのがありますよね。それもやっぱり関連して一緒、そういうことですか。後見人だけのことか、補助人とか、保佐人とか、それは関係ないかどうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。後見制度には、いわゆる後見人、それから保佐、補助、それぞれその方の支援が必要な方の状態に応じて、どういった方を選任していくことが適切かというところがございますけれども、基本的にはその部分につきましては、申立てを行った先の家庭裁判所のほうが判断をしております。ただ、そういった特に後見人だけのことを、今回の協議会の中で取り扱うか、そういった意味ではございません。

あくまでも総合的にその方に合ったよりよい制度が利用できるよう、選択できるよう、あるいは利用できるように様々な、今町内にある課題、どういったことが課題にあって、そういった制度が利用できない方がおられるというようなどころを、そういったところを防いでいくために、何が必要なのかというようなどころを、この協議会の中で協議検討し、その検討内容をより支援のほうで反映をしていきたいという目的で設置をさせていただきということでございますので、後見人に限った形ではなく、広い意味で成年後見制度が利用できるように協議を進めてまいりたいという形で、設置をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この前の全協のときにも説明があったかと思うんですが、これは普通、後見人を決めるとか、そういうときには裁判所へ申請するわけでしょう。それでこれはそういうことの相談相手というか、そういう組織ということでしょうか。あくまで決定は裁判所がやるわけですから。こういう制度がありますよというのを広く皆さんにお知らせして、どんどん利用して、あまりトラブルがないというふうな目的でやられるわけですか。やったらすぐ裁判所に申請をしてもらえると、そういうものではないかと思うんです、ちょっとその辺はもう一遍説明してください。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。今回設置をします協議会がそういった申立てをすると、そういったものではございません。この協議会とはまた別に、今回の法律によ

りまして、いわゆる議員が御指摘のような様々な相談に乗ったり、あるいは住民の方に周知をしたり、それから実際にはその代わりに手続きをサポートしたりとか、代行したりとか、そういったところをするための中核機関というようなものを、それぞれ市町村のほうで設置をするということになっております。

その部分につきましては、今回、令和4年度からは町といたしましては、社会福祉協議会のほうに一部委託をする形で対応してまいりたいというふうに思っております。そういった中核機関が、その役割をきちんと担っているかどうか、その運営状態がどういう今状況にあるか、適切なのかなのかなのかというようなところを、この協議会の中の委員さんにそれぞれ評価検証していただきまして、十分活動、そういった支援の部分ができている、あるいはこの部分がまだ十分でないので、改善をしたほうがいいのかというような様々な御意見をいただきながら、課題等々を修正していく、そういった役割を担っていただくというのがこの協議会でございますので、実際の直接の支援というところにつきましては、社協のほうに委託をしてまいります中核機関のほうに担ってまいるという形になろうかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ということは、成年後見人を選任するというのではなく、準備するような機関という、そういうふうに受け取ったらいいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 成年後見人を選任するとか、そういったものではなくて、基本的に成年後見制度のサポートをしていく、いわゆる中核機関等々の活動内容について評価検証等をしていく機関というふうに御理解いただけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） そうすると、成年後見人は別におるわけですが、町に成年後見人に指名する人がおるんですか。その辺をまた紹介してもらえとか、そういうことはあるのですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 成年後見人の選定については基本的には家庭裁判所のほうが行ないますので、町からこの方をしますとかいうようなことは、そういったことはないというふうに思っております。ただ、どなたも親族等々がおられない中で、最終的にその方の権利を擁護するためには成年後見人の申立てのほうを町長が行うことはできます。じゃあその町長申立てをしたところで、どの方に成年後見人になっていただくかというようなところを審査する、選定するところについては、また別の組織がございますけれども、町が基本的にこの方でというような形で選任することはございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第19、議案第13号吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後2時10分休憩

.....

午後2時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第20. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第14号吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本件に付いての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第14号吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定についてでございます。

吉賀町環境保全推進協議会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、吉賀町環境保全推進協議会設置条例案につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案の条例案を御覧ください。それから、参考資料の10ページを御覧ください。

最初に、このたび本条例案を上程させていただきました背景や目的について説明させていただきます。

国は、地球温暖化防止に向けてパリ協定に定める目標を踏まえ、一昨年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを宣言し、目標達成のために、今年度、地球温暖化対策推進法を改正するなど、取り組みを加速しております。

国内におきましても、2050年カーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティを表明する自治体や、脱炭素を企業経営に取り込む動きが活発になっております。

一方、海洋プラスチックによる水質汚染やプラスチックごみの焼却による気候変動の問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機としまして、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化を促成するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が昨年成立しまして、本年4月より施行される予定です。

これにより、自治体はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるよう、住民に周知するよう努めなければならないとされており、今後、プラスチック廃棄物の分別や処分方法について、見直し、検討していく必要があります。

さらには、現在町内において、民間事業者による風力発電事業が計画されており、地域住民や下流域の住民の生活環境、自然環境、生態系への影響が懸念されております。

町は、環境アセスメント制度により、島根県を通じて事業者へ意見を述べることができますが、その意見については、行政だけでなく、幅広く集約することが重要だと考えております。

以上のような状況により、本町に関係する様々な環境問題や環境保全に関する町の方針や施策を協議検討する上で、町民や事業者の皆さんより幅広い意見を取り入れるために、本協議会を設置したいと考えております。

さて、条例案の説明に移りますが、第1条の設置につきましては、先ほど背景、それから目的を説明しましたものと同様ですので、省略をさせていただきます。

次に、第2条の事業ですが、1から5に掲げるように、幅広く本町の環境衛生に係ることを協議検討したいというふうに考えております。

次に、第3条の組織の構成です。住民代表の自治会の代表者をはじめ、各種団体より選出していただきまして、多方面から御意見を賜りたいというふうに考えております。

第4条以降につきましては、会議の開催、それから本組織の運営に係る事項を定めておりますので、それぞれ条例案を御確認いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、吉賀町環境保全推進協議会設置条例案の詳細説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの提案理由の説明は終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この環境問題というのは、今、世界的に大きな問題、今じゃなしに、今までもあったんじゃけど、この、要するに環境保全のための条例の組織をつくるということですね、これは。だから、環境問題に云々ということなら、一般質問じゃないとできないと思っ込んで一般質問で詳しく聞こうとは思いますが、この条例がいいかどうかということだけで



しょう。極端な話。内容的に環境問題云々ということ、ここで質疑をしても駄目でしょうから  
しませんが、要するにそういうことでしょう。

よく、今、社会で言われるようになったSDGs、この17項目の中にも、この環境問題、ほとん  
ど入っておるわけでしょう。これも本来なら、この条例制定で質疑すべきものかも知れ  
ませんが、奥が深いのでやめますが、今のこの提案は、この条例をつくるかつくらんかとい  
うことでもいいんですか。それを決めるだけで。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 今議会で上程しておりますのは、この協議会の設置に関する条  
例案ということですので、この協議会の内容につきましても御意見はいただけたらというふう  
には考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） すごく単純な質問なんですが、協議会を設置ということなんです  
が、今、いろいろ言われております風力発電所の建設云々とか言われておりますが、仮に、仮の  
質問をしたいと思うんですが、正式に町のほうに要請があった場合は、例えばそういう問題も、  
この推進協議会の中で協議するというふうに、協議に値するのかどうか。全くそれは値しないの  
かどうかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、本町の、吉賀町  
の環境、それから衛生に係る部分、幅広く考えていきたいと思っておりますので、当然、町の意  
見を求められる場面がございますので、そういったときには、たたき台は町でつくるにしても、  
こういった協議会にきちんとかけて、幅広く町民の皆さんの意見をいただくというような組織に  
したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、御説明のように幅広いということではなりましたので、その  
場合に女性の割合、単純に代表とかいう場合に、大方のところが、今、ここに出されている組織の、  
女性の方も代表になり得るであろう団体もありますけども、担当課としてどのくらい、何割ぐら  
いを女性の方にしたいという意向を持っているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

男女共同参画の推進をする担当課といたしましても、こういった協議会等々の男女比というの  
は、やはり、目標としては半分、50対50というのを理想といいますか、目標に掲げておりま  
す。ですが、各組織の代表ということですので、そういった、うちからの要望としては上げてい

こうとは思いますが、最終的に判断されるのは、それぞれの組織ということになりますので、結果としてどうなるかは分かりませんが、50%を目標に取り組んでいきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 条例設置ということですが、まず、国や県からのそういった指示があるのかということと、各市町村、県も含めてですけど、もう既に、こういった条例設置しているところがあるんですか。それを聞きます。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

国とか県からの指示とか指導というのは、特にはございません。こういった環境保全に関する事、例えば島根県でいいますと、審議会を持っていたりというのが、大きな市ぐらいになりますと審議会という形で、いわゆる大学の先生であったりとか、そういう専門家の方を委員としまして協議する場がございます。

残念ながら吉賀町の場合は、そういう組織にはなっておりませんので、あくまでもいろんな組織、それから住民の皆さんのそれぞれの立場から御意見をいただくという形での組織ということになっております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 質問が一つ、回答がまだ聞けていないんですが、他の市町村、県とかの現状は言われましたか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） すいません。ちょっと答弁が漏れておりました。

県につきましては、審議会という形の組織がございまして、特にこういう協議会というものはなくて、さらにもう一つ上の自治法に定める審議会というものがございます。

あと、近隣の市町村は益田市さんのほうも、こういった環境に関する協議会はあります。津和野町さんのほうは、ちょっと名前は違いますけれども、地球温暖化の防止サポーターというような形の組織化がされておって、こういう環境問題について協議をされておるといった状況です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 組織の第3条のことなんですが、今、町長が認める者という12名の確保かと思えますけれども、今、課長のほうがあそこの不燃物処理場の担当課長をやっておられますが、ああいう施設の代表者か、かなりごみ処理で現場の方がおられますけれども、その辺の意見というか、参考意見でもいいかと思うんですが、この委員の中に入れるということは職員なんでできないのかどうか、できれば、やはり現場でやっておられる方は、おられたほう

がいいんじゃないかと思えます。その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 栩木課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） お答えします。

今、御意見いただきました不燃物処理組合、処理場の職員という形でございますが、当初、想定は、実はしておりませんでしたけども、12番のその他町長が必要と認める者というのがございます。それから、今後、温暖化防止、それからごみ処理の問題がございますので、今の意見を頂戴しまして検討させていただけたらと思えますので、ありがとうございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） すごく根本的なことを聞いて申しわけないんですが、地球温暖化に対しての問題の協議会をつくるというのは、すごくいいことだと私は思いますが、第2条の3番目ですが、廃棄物処理に関することに関しても、不燃物は鹿足郡で共同でやっておられます。可燃物に関しては、益田広域でやっておられますという中で、町単独でやる必要があるのか。

そして、第3条に掲げます20名の構成員の中に、当町にない、事務所を置かない、例えば漁業協同組合、それから森林組合等々も入っておりますので、ある意味、これは広域でやったほうが、全体で考えるという意味でも有用なのではないのかなと思って考えておるんですが。

津和野町も、益田市もそれぞれやっておられるということですが、それを当町として併せてもらってやるべきなんじゃないかなと感じております。その分、経費のほうも削減できるんじゃないかなと考えますが。

○議長（安永 友行君） 栩木課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） お答えをします。

この組織、第3条の組織の構成員の中に、漁協さんであったり森林組合さんであったりというところで、町内にその組織がないというふうな御意見をいただきましたが、町内に漁業協同組合の、例えば理事さんであったりとか、総代さんという方がいらっしゃる、森林組合についても同様だと思われます。農協なんかもそうだと思うんですけども。

今回は、吉賀町内のことに限ってということでこの協議会の協議する内容でございますので、吉賀町単体で、今、やっているという形です。

ごみの問題につきましては、可燃物、不燃物ともに益田市さんとか津和野町さんと一緒にやっておるわけなんですけど、そういったところは、我々職員が、常に情報交換をしながら共有しておりますし、それからごみの問題につきましては、益田市、津和野、吉賀がやっぱり足並みをそろえてやらないといけないというところがありますので、そういった点ではきちんとその協議をしながら進めておりますので、特に吉賀町単体でやっても問題はないと思っております。

議員、おっしゃられるように1つにすれば経費削減になるとかというようなことも考えられます

けれども、あくまでも今回提案させていただきました協議会は、吉賀町内の環境衛生につきましての協議ということで、こういった形にさせていただいております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先ほど、私、ちょっと不燃物の職員のことをちょっと申し上げましたが、第5条の4項に、協議会は必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、というようなことが書いてありますが、これがあるから出されるよという意見が最終的に決まるかも分かりませんが、私が思うのは、その参考意見というよりは、やはり、この委員という立場のほうが、やはり意見も出しやすいという観点から言っておりますので、その辺のところ考慮していただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

先ほどと同様の御意見だと思うんですけども、ちょっとこの構成につきましては、持ち帰らせていただいて、まだ、具体的に誰をとかというところは決まっておりますので、議員がおっしゃられたことを含めて協議をさせていただけたらと思います。

不燃物につきましては、一応、私が事務局長兼所長という立場におりますので、新たに担当職員をそこに入れるかどうかということもまだ固まっておりますので、持ち帰って検討させていただいたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 協議会の結論の扱いについて、ちょっとお聞きします。

第5条の3項に、議事は委員の過半数で決すると明記してありますが、ということは、この協議会で一つの案件に対して結論を出すということだと思うんですが、その結論を、意見を聞くだけという、参考にするんだということだけの協議会でしたら、それはそれでいいわけですけど、せつかくこうやって20名以内の委員で構成して、結論を導いていくわけですので、せめてその結論を強制力を持たせるか、あるいは政策にどのように反映させていくのかという条項は、ぜひ欲しいと思うわけですけど、参考にするんだということでしたら、それはそれでよろしいんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

今回、協議会ということで様々な本町に係る環境であったり衛生であったりというところを協議検討してもらう組織ということをお願いしましたがけれども、最終的にはここで決定した事項につきましては、最大限尊重しなければならないと思っております。

ただ、町長名で、例えば県に提出するとか、国に提出するという場合は、最終的には町長の責

任において出しますので、全て100%同じものかと言われると、そこは検討の余地があると思うんですけども、基本的にはこの会議は住民の皆さんであったり、事業者の皆さんであったりという幅広い皆さんの意見を集約したものというふうに思っておりますので、最大限ここを尊重しながら、最終的に町の方針を決定していくというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） だったら、この10条でもよろしいんですけど、この協議会が出した結果を町長は最大限尊重するというぐらいの項目は、やっぱり入れておいたほうが委員の皆さんもそれで責任を持ちますし、町のほうもせっかくいただいた意見を有効に活用できるということだと思うんですけど、それは返事はよろしいですが、ぜひお考えをさせていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変貴重な御意見、ありがとうございました。

こうした協議会というのは、これに限らずたくさんあります。町が任命をして委員構成をして行う会議でございますので、当然、ここで協議をさせていただいたり、それから諮問をする、それに対して回答がある、答申があるというものは、ある意味そのために審議をしていただく機関でございますので、条文に書かずとも、そこは当然、先ほど担当課長申し上げましたが尊重するのが当然でございますので、その思いで準備にあたってまいりたいと思います。

ほかの条例等の関係もありますので、今、11番議員が言われた条項を入れるというのは、これはちょっと難しいかなと思っておりますが、この設置の趣旨はそうしたものでございますので、今、御意見があったことを肝に銘じて対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第20、議案第14号吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第21. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第15号吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第15号吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町下水道事業の設置等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第15号吉賀町下水道事業の設置に関する条例の制定について、詳細の説明をさせていただきます。

議案の次のページに条文を載せておりますので、御覧をいただきたいと思えます。

この条例の制定につきましては、来年度より公営企業法の一部適用によりまして、公共下水道及び農業集落排水を統合いたしまして下水道事業を設置いたします。そのための条例を定めるものでございます。

また、この内容につきましては、先月の2月の25日、全員協議会のおきまして、下水道事業ということで発足をし、公営企業法の一部適用になりますというところの説明をさせていただいたところでございます。

それでは、条文を見ながら説明をさせていただきますと思えます。

まず、第1条でございますけれども、これにつきましては設置というものでございます。公共下水道と、それから農業集落排水事業を併せまして、吉賀町の下水道事業ということで設置をするというものでございます。

第2条でございます。経営の基本について記しておるものでございます。

経営の区域、それから規模を記したものでございます。また、下水道事業という形で統合をされる形になりますけれども、本来あります公共下水道、それから農業集落排水事業、このものがなくなってしまうというものではございません。事業をまとめて1事業にはいたしますということですが、最終的なものは2つ残っている。

水道で申しますと、例えば15施設ございます。各地区に大きな水道施設がございますけれども、そういったものが統合しまして、今、1つの事業といたしまして、水道事業、公営企業会計、公営企業で行っておりますけれども、簡単に申しますと、そういったもので、例えば六日市処理区がありますよ、それから七日市地区がありますよ、初見新田地区があります。そして、柿木地区があります。そういった部分が集まって下水道事業というものをやっていくということでございますので、そういった部分で、この規模等を記しているというふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから、3条から7条にかけましては、地方公営企業法の一部適用に関すること及び条例等

で定める必要のあることについて記しておるというものでございます。まず、3条でございますけれども、財務規定等の適用というものでございます。地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に規定する財務規定の適用について記したものでございます。

4条でございます。重要な資産の取得及び処分について記しております。予算で定めなければならない事業の用に供する資産の取得及び処分にあたっては、予定価格が700万円以上の不動産、もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡、これが土地については1件が5,000平米以上のもの、または不動産の信託、それから受益権の買入れ、もしくは譲渡とするというふうに記したものでございます。

それから5条でございます。議会の同意を要する賠償責任の免除ということでございまして記しております。同意が必要な賠償額は20万円以上であるということを書いておるものでございます。

それから6条でございます。ページを進んでいただきたいと思えます。

議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について記したものでございます。目的物の価格を記しております。

それから第7条でございます。会計事務の処理について記しておるものでございます。管理者の権限に関する出納その他の会計事務及び決算に関する会計管理者に行わせる事項について説明しておるものでございます。

それから、第8条でございますが、業務状況説明書類の作成についてでございます。

こうしたものは、これまでもつくっておるところでございますけれども、この項におきまして、期間と期限等を記しておるものでございます。ホームページ等で公表していくものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するというふうにしておるものでございます。

以上が設置に関する条例の内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第21、議案第15号吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

---

## 日程第22、議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第16号吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第16号吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町課設置条例（平成17年吉賀町条例第12号）及び吉賀町議会委員会条例（平成17年吉賀町条例第194号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第16号吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

まず、改正理由について申し上げます。

これにつきましては、医療対策課の新設に伴うものということになってまいります。参考資料の11ページを用いまして説明をさせていただきたいと思っております。

資料11ページにありますのが、課設置条例の新旧対象表でございます。

まず、改正箇所ではありますが、第1条に規定しております課、課名ですけれども、改正後においては医療対策課というものを新設をするということ。

それから、第2条に課の分掌事務というものが規定があります。保健福祉課のところを見ていただきますと、これまで医療に関することというものが入っておりますけれども、それを新たに医療対策課というものを加えまして、その分掌事務として医療に関することというふうに改正をお願いしたいというものであります。

さらに、この課の新設に伴いまして、参考資料、次のページになりますけれども、12ページであります。吉賀町議会委員会条例でありまして、この条例第2条に規定をしております委員会の所管につきまして、総務常任委員会の所管の中に医療対策課を加えるという、こういう改正内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第22、議案第16号吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。



---

### 日程第23. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第17号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第17号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第17号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

最初に改正理由を申し上げます。

理由といたしましては、国家公務員の非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和措置、これが令和4年4月1日から施行予定とされておるといところでございます。国から同様の措置を、地方公務員においても講ずるようというような通知もございまして、それに従って改正をさせていただくというものです。

その内容でありますけれども、育児休業の取得要件の緩和措置として、引き続き在職した期間が1年以上という要件、これが、今、あるわけですが、この要件を廃止いたします。さらに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を図るとい、こういう内容が改正内容というものです。

資料を用いて説明をさせていただきます。資料13ページをお開きください。

条例の現行と改正後案、それぞれ見比べていただきますと、まず最初に出てまいります第2条のア、（ア）のところですが、現行では、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員という表現が入っておるかと思えます。この部分について廃止をするという、こういうことでございます。

さらに進んでいただきまして14ページです。

14ページになりまして、今度は第18条でございます。これも内容といたしましては、先ほど申し上げた内容です。廃止、引き続き在職した期間が1年以上であるという部分の廃止をする

という、こういう内容であります。

さらに、資料14ページの右下半分のところを見ていただきますと、第22条、それから第23条であります。これが改正内容で申し上げました育児環境、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備というところで、既に国のほうではこういう改正がなされておるわけなんですけれども、同様の内容で今回規定をさせていただきたいという、こういう内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第23、議案第17号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第24、議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第18号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第18号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年吉賀町条例第32号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第18号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

最初に改正理由についてでありまして、参考資料15ページで説明を、先にさせていただければと思います。

15ページの資料を見ていただきますと、題名といたしましては、条例規則等における書面規制、押印、対面規制の見直しについてという、こういう題名をつけておりますけれども、今回、提出させていただきましたのは、このうち押印の部分ということでもあります。

その下ですけれども、背景ということで、これはどちらかというと国のほうが旗を振っておら

れるような状況も見受けられますけれども、一つにはデジタル社会の進展、それからもう一つには新型コロナウイルス感染症対応、そうしたような背景の中で、いわゆるここにも表現していますが、手書き、ハンコ、そうしたものと、そこの手続きについて見直しを図る、国のほうから言わせれば、図りなさいというような流れ、背景がございます。

その上で、国の対応のところを見ていただきますと、「地方自治体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」ということで、既に令和2年7月ですけれども、そうしたことを地方公共団体でも取り組むようにという要請がございました。

さらに、その下にさせていただきます。県の対応です。島根県におかれましては、「行政手続における押印等の見直し方針」というものを策定されまして、それに基づいて令和3年度中にその作業を進めておられるということになっております。こうした背景、国、県の対応を受けまして、吉賀町でも押印の部分について、これまで見直し作業を行ってまいりました。

その下を見ていただきますと、対象例規数といたしましては420件の例規があります。印鑑を、今は必要としておるといふ、様式上定めのある例規数が420件、内訳といたしましては条例15件から始まって、一番下の細則他10件というような内訳です。

これらの例規につきまして、押印が必要なかどうかという点検をした結果が、その下に記載をしてあるところでございます。条例につきましては4件について、押印については必要はないだろうという、こういう判断をさせていただきました。

それから、規則・要綱については、これから実際の改正作業といえますか、そうしたものを進めてまいりますが、約250件の押印の廃止ができるだろうというふうな見込みを持っておるところです。

今回、条例改正をお願いしたいのは、この4件の条例について、押印の部分を廃止させていただきたいという、こういうことでございます。

議案のほうに戻っていただきまして、条例案の改正条例案を見ていただければと思います。

まず、第1条といたしまして、吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

ここに定めがあります様式ですけれども、職員が従職した際に宣誓書に記入するというこうした行為がありますけれども、そこで用いておる宣誓書、この押印については廃止をするという、こういう内容です。

さらに、第2条にいただきまして、吉賀町職員の給与に関する条例、これの定めがあります給与口座振込申出書、それから、第3条といたしまして、吉賀町国民健康保険税条例に定める国民健康保険税特例対象保険者に係る申告書、最後に、第4条といたしまして、吉賀町火入れに関する条例に定める火入れ許可申請書、この部分の印を求める部分については廃止をさせていただきたいという、こういう内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で担当課長からの提案理由の説明は終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の条例に関して、反対とか賛成とかというのでなしに、この様式です。手書きの場合だったら本人というのが分かるわけですが、これをパソコン提出の場合でも、あれですか、自分で打った場合も何もなしということ。ということは、他人がつくっても、そういうことになるわけですが、その辺のところはどうなりますか、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 実際に押印を廃止するということになりますと、今、議員がおっしゃられたようなところが非常にどうなのかなというところがあります。

実際に、国あるいは県、そして町もそうなんですけれども、印をなくして署名のみとか、場合によっては、もう印字されたもので対処をするということになりますけれども、それをどういうふうに判断するか、本物かどうかという判断だろうと思いますが、これは、ちょっと国、県の資料というか、書きぶりをお話をするんですが、実際に関係者でなければそういう書類をお出しにられないわけですし、そうすると、その提出された方、実際にお持ちになられた場合には、当然、本人かどうかというのはそこで確認ができます。そうしたこと。

それから、もう一つ、電子メール、電子によってやり取りをするという状況もございますけれども、これについては相手のアドレスだったり、そうしたもので本人であるというふうな確認をすると。これについても、当然、そうした方じゃないと、そうした書類は出さないというような幾らかの条件をその時々で判断をして、その書類について審議性を確認をすると。

そうした手引きの書きぶりになっておりますし、私どももそのように対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この条例で、今、この関係資料のほうは対応として420件、例規集の中にあると。そのうち点検、見直し作業の結果、条例4件、条例4件というのは、今ここに一部を改正する条例議案の4件と解釈をしたわけですが、規則・要綱等250件、262件のうち250件は見直ししなきゃならないというふうに解釈しているわけなんです、改正が必要とされる例規集、今からこの例規集は一つずつ、その250件は見直しと、押印は要らないと解釈してもよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 参考資料の15ページの下のところであります。最初に御質問のあ

りました条例に関して言えば、何らかの形で押印を求める条例が15件あった。そして、その中で押印を廃止することができるというふうに判断したのが15件のうち4件であったということです。

それ以外の部分については、一番下のところに書いてあるとおり、規則・要綱等については250件程度のものに、手続きについて廃止ができるであろうということです。

もう既にこれについては、見直し自体は、もう、ほぼ終了しておるところでして、今後はこの条例に引き続いて、規則、要綱等にも順次その改正をかけていくというような流れになってまいります。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ということは、要綱・要領、規則と、あと残り12件については押印が必要だと。15件については、もう15件のうち4件については要らないが、もうそれも、あと11件は要するという解釈ですか。もう、それは条例全部見直して、要らんようになったということですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ちょっと資料の提示方法が非常に雑な部分があります。大変失礼しました。

まず、上ですけれども、抽出された点検対象例規数が420件あるかと思います。そのうち条例については15件、その中に含まれてきますので、それ以外の例規でいきますと、条例以外の例規でいきますと405件の例規ということになってまいります。

その405件の条例以外の例規について押印が廃止できるであろうと見込んでいるのが、一番下の250件というふうに見ていただければと思います。大変失礼しました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第24、議案第18号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時18分休憩

.....

午後3時27分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第25、議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第19号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第19号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうが御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第19号の吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、先般2月25日、全員協議会のほうで説明をさせていただきました。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律の施行に伴いまして、令和4年4月1日から未就学児の均等割り保険税の軽減措置が講じられることとなったため、関係条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正内容といたしましては、世帯に6歳に達する以後の最初の3月31日以前である被保険者、いわゆる小学校への未就学のお子さんの部分の応益部分の均等割りにつきまして、通常の軽減に加え、加算がされるという内容となっております。そちらの内容を説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、定例会参考資料の16ページから29ページまでが新旧対照表をつけてございますけれども、改正の主なものといたしましては、21ページから22ページ、こちらのほうを御覧いただけたらというふうに思っております。

通常、国民健康保険税均等割り額につきましては、これはお子さんでありましても、大人の方でありましても、医療分につきましては2万4,000円、後期高齢者の支援分につきましては7,800円という規定がございます。こちらに基づきまして賦課をさせていただいているわけなんですけれども、その世帯の所得状況等によりまして、7割、5割、2割の軽減措置、こちらのほうが適用されております。ただ、先ほど言いました今回の条例改正によりまして、未就学児のお子さんの部分のこちらの金額のほう軽減になってまいります。そちらの条項が、軽減に関する条項につきましては本条例の第23条第1項に規定をされておりますけれども、この第1項の次に第2項ということで、21ページに記載をされております下線部がついております部分、

こちらのほうを加えさせていただくことによりまして、さらなる加算になってまいります。

具体的に申し上げますと、第2項の(1)の第1号のアのところがございますけれども、こちらがこれまでの7割軽減の部分、こちらのほうの残りの部分がさらに半額軽減されまして、実際のところではこちらのほうが8.5割軽減となりまして、2万4,000円が3,600円となってまいるといふものでございます。その下、順次5割軽減、2割軽減の額を記載させておりまして、5割軽減では6,000円、2割軽減では、こちらのほうが9,600円、全く軽減が適用されない方につきましても2万4,000円の半分の1万2,000円が軽減されるというような改正の内容となっておりますのでございます。

(2)の2号につきましては、こちらは7,800円、後期支援分の均等割り部分でございます。こちらも同様にアから、22ページのエのところまで、それぞれこちらの内容で軽減のほうを図られるというような改正内容となっておりますのでございます。

主なものとしたしましては以上でございます。その他、16ページから29ページまでに、いろいろと改正部分等々がございますけれども、こちらにつきましては上位法の改正等々によりまして改正、あるいは削除等々がなされる項目でございますので、説明のほうは割愛をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑はないようです。

日程第25、議案第19号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第26、議案第20号

○議長(安永 友行君) 日程第26、議案第20号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長(岩本 一巳君) 続きまして、議案第20号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町公民館条例(平成17年吉賀町条例第87号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、教育委員会次長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、議案第20号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、七日市公民館の機能移転に伴うものでございます。七日市公民館につきましては、施設の老朽化により隣接する林業総合センターへ機能移転することとして、本年度において改修工事を実施したところでございます。その工事も完了して、機能移転の時期を迎えておりますので、その位置の変更とともに、林業総合センター条例を廃止するというものでございます。

それでは、議案と定例会参考資料30ページに新旧対照表がございますので、そちらを御覧ください。吉賀町公民館条例の第2条に、各公民館の名称及び位置が規定してあります。今回の機能移転に伴いまして、第2条の表中、七日市公民館の位置について、吉賀町七日市942番地6から吉賀町七日市946番地に改めるということでございます。

施行期日につきましては令和4年4月1日として、併せまして林業総合センターは公民館へと用途変更いたしますので、吉賀町林業総合センター条例を廃止するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第26、議案第20号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第27. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第21号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第21号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町放課後児童クラブ条例（平成27年吉賀町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正す



る。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。よろしく  
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第21号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部改正  
につきまして、詳細説明をさせていただきます。

定例会参考資料の31ページを御覧いただきたいというふうに思います。現在、吉賀町の放課  
後児童クラブ、五つあります小学校ごとに八つの放課後児童クラブが設置されてございますけれ  
ども、条例上では6か所というような内容となっております。その部分を現状に合う形に修正を  
させていただきたいというところでございます。それと、利用定員、こちらのほうにつきましても、今後、登録者の増が令和4年度から増加が見込まれるというふうなところから、そういった  
部分に対応するために定員の見直しのほうもさせていただきたいという改正内容でございます。

具体的に申しますと、現行第2条の表中にあります六日市放課後児童クラブにつきましては、  
御覧のような記載内容となっておりますものを、それぞれ六日市第一放課後児童クラブ、六日市  
第二放課後児童クラブということで、それぞれの所在地等々を分けさせていただくというような  
ものでございます。こちらにつきましては、下の方に出てまいります七日市放課後児童クラブに  
つきましても同様の記載内容となっておりますので、これを第一放課後児童クラブ、第二放課後  
児童クラブというような表記に改めさせていただきたいというものでございます。

続きまして、利用定員でございますけれども、第6条でございます定員数、現行では蔵木放課  
後児童クラブについては15名となっておりますけれども、こちらのほうの登録が令和4年度増  
加しそうだというところから25名にさせていただき、同様に朝倉放課後児童クラブにつ  
きましても、15名となっておりますところを25名に変更させていただきたいというところ  
でございます。

それと第2条の改正によりまして、六日市と七日市についてはそれぞれ第一、第二というよう  
な形に名称のほうを変更させていただきますので、これまで六日市放課後児童クラブにつきまし  
ては60名であったものを、第一放課後児童クラブについては30名、第二放課後児童クラブに  
ついては50名にさせていただきたいというものでございます。七日市につきましても、第一放  
課後児童クラブが20名、第二放課後児童クラブが50名というような形での利用定員のほうに  
変更させていただきたいという改正内容でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この児童が増加すると見込まれるということなんですが、どういう背景でそうなのかということと、これ番地だけでは、ちょっとよく分からない。番地だけでは場所が。大体学校の敷地内にあるのか、その周辺にあるのか、そこだけ。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。利用者数が増えるというようところがどういった背景があるかということにつきましては、実際に利用されるかどうかは分かりませんが、児童の方で利用したいということで登録を申し込まれる方、この方々が増えてきているというふうなところが、今、来年度に向けた意向調査をやっておりますので、その中で利用したいという形で登録を希望される方が増えておられまして、その方々が利用された場合に現行の定員ではその定員数をオーバーしてしまうというようところが、今回改正をさせていただいたところでございます。

それと、まだ実際その時期がきているわけではございませんが、もう数年いたしますと合併後、一時期出生数が最高を迎えたときがございまして、そういったお子さん方が入学されますと、ここでもまた利用される方が増えるんじゃないかというところが想定されますので、その部分を見越した形で、今回定員のほうを増やさせていただいたところでございます。

それから具体の場所につきましては、地番だけでは分からないという御質問でございまして、放課後児童クラブについては、現在、蔵木小学校の校舎内の一部に設置をされておるところでございまして、それから六日市第一学童、こちらにつきましてはプール横の部屋がございまして、そちらのほうを活用させていただいております。それから、第二放課後児童クラブ、こちらにつきましては町の保健センターのほうを活用させていただいております。

朝倉放課後児童クラブ、こちらにつきましては旧朝倉保育所の施設を活用しております、七日市第一学童、こちらにつきましては現在、七光保育所のほうを活用させていただいております。それからもう一つの第二のほうにつきましては、七日市デイサービスの2階、こちらのほうを活用させていただいております。

それから、柿木の第一放課後児童クラブ、こちらにつきましては小学校の校庭内の一角に整備されたものがございまして、第二放課後児童クラブ、こちらにつきましては小学校前の民間の方の、いわゆる以前その地域の集会所として活用されていたところがございまして、民間の方の施設をお借りして今開設をしていると、そういったような状況。小学校の真ん前のほうにあるんですけども、そちらのほうで運営をしておる状況でございまして。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） もう一つ聞いておきたいんですが、これ児童クラブということになれば、放課後にその児童を見るわけですね。そうすると、それを見る人がもちろんいるわけじゃけど、これが何箇所かになると、単純に2倍いるわけじゃけ、大体どのくらいの人がどういう形の人がどういう形で、例えば何時までやるとか、放課後じゃから、例えば5時まで見るのか、ちょっとその辺をもう少し詳しく聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えします。まず、開設時間は基本的に、例えば今日で言いますと放課後でございますので、13時30分から18時30分までの5時間を開設しておるところでございます。対応します支援員につきましては、通常2名体制で、会計年度任用職員という形で対応しております。そのクラブによっては、例えば特別に支援が必要な児童さん等もおられる、そういったところにつきましては補助員、あるいはもう1人支援員を増員したりというような形で、その辺は柔軟に対応しているというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第27、議案第21号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第28. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第28、議案第22号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第22号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。

栩木税務住民課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） それでは、議案第22号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例案につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本条例案は、令和3年度に実施しました吉賀町営住宅の建替えに伴い新築した住宅を条例に追加するものと、老朽化により政策空き家としておりました住宅を解体いたしましたので、条例から削除する内容の条例改正案です。

議案及び新旧対照表を説明させていただきます。参考資料の32ページの新旧対照表を御覧ください。中段から少し下にあります中山団地及びその下の新木部谷団地、これにつきましては解体をいたしましたので削除という形になっております。

次に、34ページの一番下のところになりますけども、横立団地1号から4号の4戸を新たに建設しましたので、この別表に追加という形で入れさせていただきました。

以上で条例案の詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） ただいま担当課長よりの詳細説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第28、議案第22号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第29、議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第23号吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第23号吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町集落排水事業分担金徴収条例（平成17年吉賀町条例第180号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第23号吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案1ページ進んでいただきたいと思います。現在、吉賀町農業集落排水事業というふうに呼んでおります。ここに命題がありますとおり、この命題の文につきまして、「農業」という字が実は落ちておりました。この部分につきまして、「農業」という字句を挿入するというものでございまして、吉賀町農業集落排水事業分担金徴収条例とさせていただきますというものでございます。

以上、説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第29、議案第23号吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第30. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第24号吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第24号吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町防災行政無線通信施設条例（平成17年吉賀町条例第183号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第24号吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例改正の理由ですけれども、2月25日の全員協議会で報告をさせていただきました。

防災行政無線設備整備工事、これの完了が間もなくという状況がございまして、現行の施設条例、それについて変更がかかる内容がございまして、それについて改正をさせていただきたいというものであります。

それでは、内容については資料の35ページで説明をさせていただければと思います。条例第2条におきまして、施設の名称、あるいは位置というものの規定がございまして、左の現行から右の改正案に改正をさせていただきたいというものでありますけれども、資料35ページの上のところ送信設備というもので、右の改正後案を見ていただきますと、益田市あけぼの東町8番地6、吉賀町六日市591番地1、吉賀町柿木320番地というものが新たに加わってきていると思います。これにつきましては、益田の広域消防本部、それから六日市分遣所、それから柿木分遣所、これが加わってきているということでありまして、以降、番地等の変更がかかっているところがありまして、それについてはアンダーライン等で示させていただいておるところでございまして、

資料次に進んで、36ページであります。第6条陸上移動局というものでございまして、これについては以前、施設としては廃止をさせていただいておりまして、その部分について少し遅れたという状況がございまして、今回、この部分については削除させていただきたいというものであります。この第6条を削除いたしますので、以降の条文については条番号が繰り上がってくるというふうに見ていただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第30、議案第24号吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第31、議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第25号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第25号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございまして、

吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第25号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

まず改正理由であります。この条例の上位法であります消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、これが改正されまして、この法律の条文を引用している箇所、これが条例の中にございます。参考資料の37ページを見ていただきたいと思います。今申し上げた法律から引用している部分というのが、条例でいうところの第3条第2項、アンダーラインで引いていますけれども、ただし書きの部分であります。法律におきまして、このただし書きの部分が削除されました。これに合わせる形で、条例についても改正をさせていただきたいという内容でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長からの詳細説明が終わったところでございます。

ここで質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第31、議案第25号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

○議長（安永 友行君） ここでお諮りします。新年度の予算等が全部残ってはおるんですが、お疲れのことと思いますので、本日の会議はこれで延会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。本日はこれで延会とすることに決定をしました。

本日はこれで延会とします。御苦勞でございました。

午後4時00分延会

---